



第2期！  
南島原市  
子ども・子育て  
支援事業計画

令和2(2020)年3月  
南島原市





# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨等 .....	2
2 計画の法的根拠と位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	4
第2章 南島原市の子ども・子育てに関する現状と課題 .....	5
1 統計資料から見る現状 .....	6
2 ニーズ調査結果の概要 .....	11
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 .....	31
1 基本理念 .....	32
2 基本的視点 .....	32
3 基本目標 .....	33
第4章 施策の展開 .....	35
基本目標1 地域における子育ての支援 .....	36
基本目標2 子どもと親の健康づくり .....	37
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり .....	39
基本目標4 仕事と子育てを支える地域社会づくり .....	41
基本目標5 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進 .....	42

## 第5章 子ども・子育ての環境整備 ..... 45

- 1 子ども・子育て支援サービスの概要 ..... 46
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 ..... 47
- 3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 ..... 48
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 ..... 50
- 5 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実 ..... 56
- 6 幼児期の教育・保育の充実 ..... 58
- 7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 ..... 60
- 8 新・放課後子ども総合プランに基づく取組 ..... 62

## 第6章 子どもの貧困に関する取組み ..... 65

- 1 子どもの貧困に関する現状 ..... 66
- 2 取組みの方向性 ..... 69
- 3 取組みの内容 ..... 71

## 第7章 計画の推進に向けて ..... 79

- 1 家庭・地域・事業者・行政の役割 ..... 80
- 2 計画の推進体制 ..... 81
- 3 計画の達成状況の点検・評価 ..... 81





# 第 1 章 計画の策定にあたって



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨等

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成 24 年 8 月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連 3 法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年 10 月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

このような状況の中、南島原市では、平成 27 年 3 月に「南島原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めています。

この度、「南島原市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に計画期間が満了となることから、新たな計画の策定に向けて、平成 30 度にニーズ調査を実施し、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行うとともに、「南島原市子ども・子育て会議」において計画の内容について審議し、令和 2 年度を初年度とする新たな「第 2 期南島原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

### 【「子ども・子育て関連 3 法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための措置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。



## 2 計画の法的根拠と位置付け

### (1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として策定したものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づいて、本市の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、市の上位計画である「南島原市総合計画」、及び市の各種関連計画との整合性を図っています。

### (2) 南島原市の計画体系における位置づけ

本計画は「南島原市総合計画」を最上位計画とし、「南島原市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「南島原市障害者計画」、「南島原市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画」、「南島原市男女共同参画計画」といった他の個別計画と調和が保たれた計画とします。

## 3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和4年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期計画期間	本計画の期間					次期計画期間



## 4 計画の策定体制

### (1) 南島原市子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「南島原市子ども・子育て会議」を開催し、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

### (2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。



## 第 2 章 南島原市の子ども・子育てに関する 現状と課題



## 第2章 南島原市の子ども・子育てに関する現状と課題

### 1 統計資料から見る現状

#### (1) 人口の推移

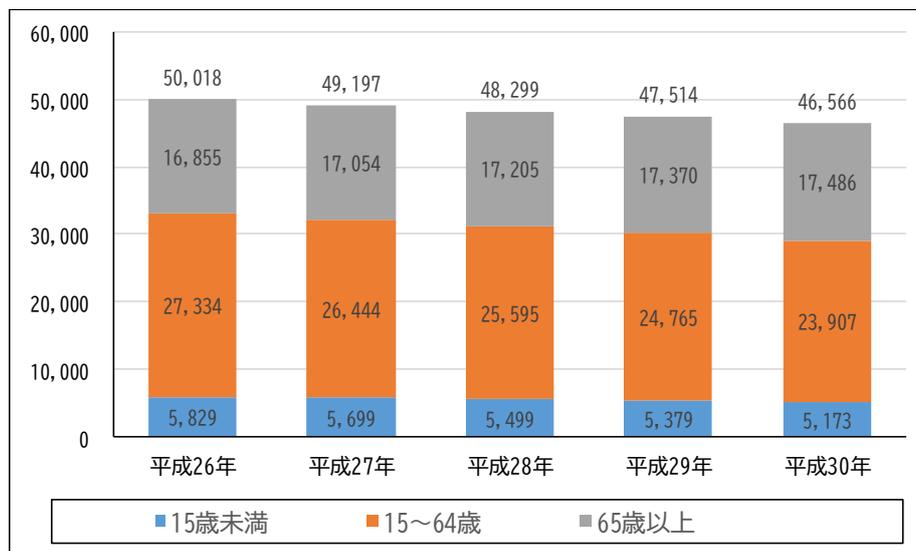
全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本市においても同様の傾向が見られます。平成26年の総人口が50,018人であったのに対して、平成30年では46,566人に減少しています。

年齢3区分別で見ると、65歳以上の人口は増加傾向にあり、15歳未満の人口については、減少傾向で推移しています。

平成30年の年齢5歳階級・男女別人口（人口ピラミッド）を見ると、男女ともに65～69歳の層が最も多くなっています。

男女ともに20代の人口が少なくなっており、20代を中心とした若い世代が市外へ流出している様子がうかがえます。

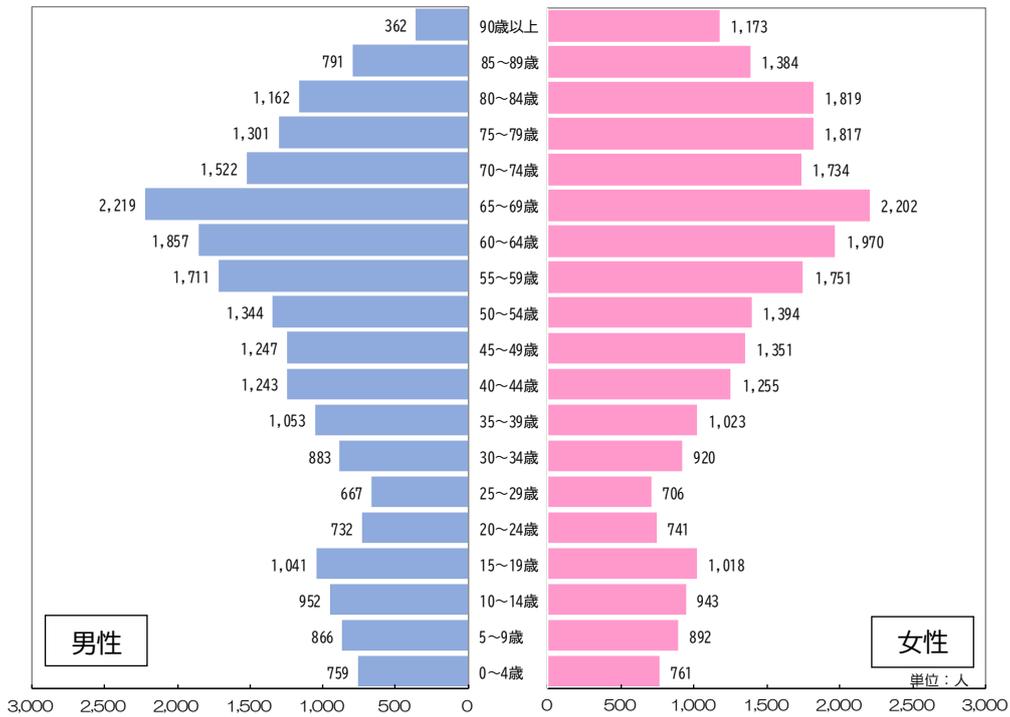
【総人口・年齢3区分別人口】



住民基本台帳（各年4月1日現在）



【人口ピラミッド（平成30年）】

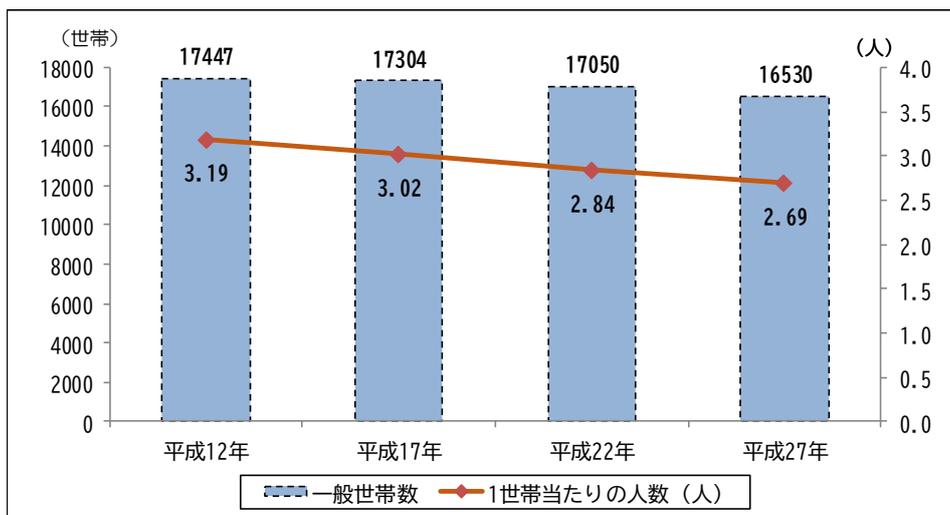


住民基本台帳

(2) 世帯の動向

核家族化の進行により、世帯数及び1世帯当たりの人員数ともに減少傾向にあります。一方、ひとり親世帯数は増加傾向にあり、母子・父子世帯は平成27年で237世帯となっています。

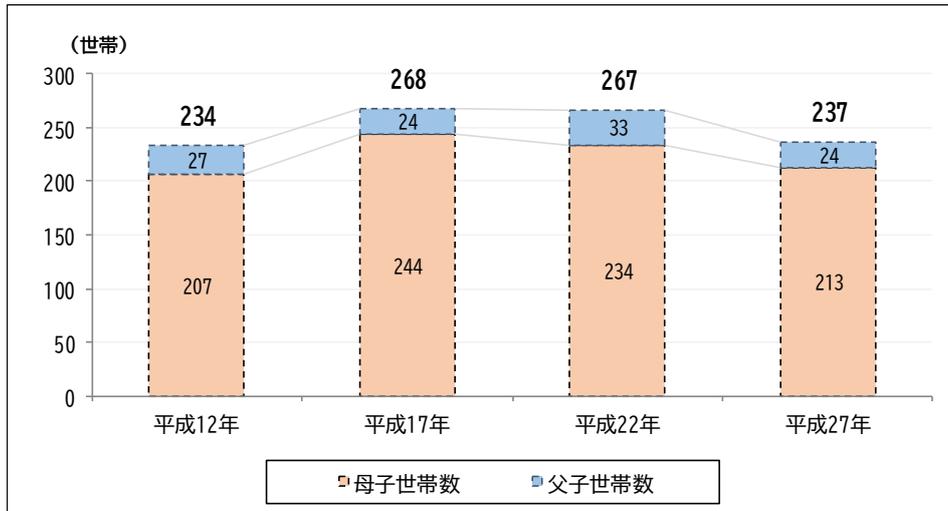
【一般世帯数・1世帯当たりの人数】



国勢調査



【母子世帯数・父子世帯数】



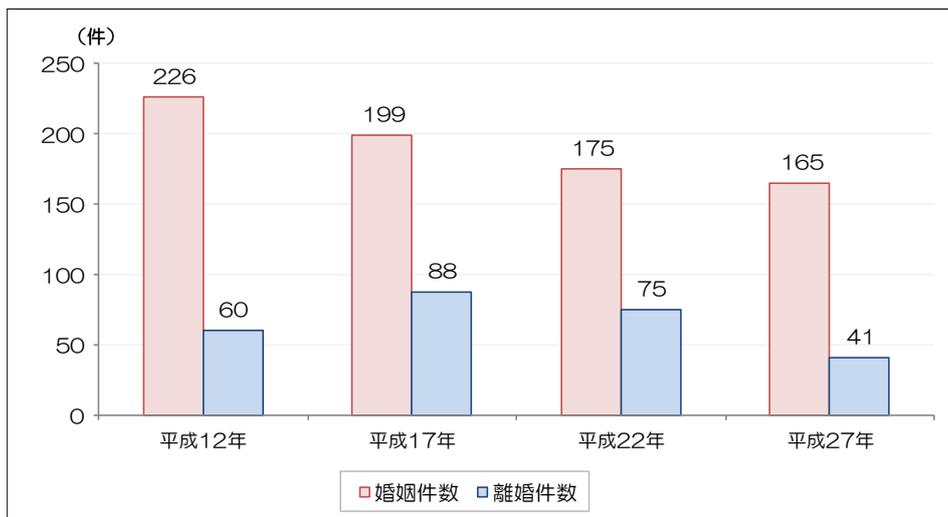
国勢調査

### (3) 婚姻・離婚の状況

婚姻数・離婚数ともに、減少傾向にあります。平成27年の婚姻件数は165件、離婚件数は41件となっています。

また、年代別の未婚率では、男女ともに25歳以上の年代層において未婚率が上昇傾向にあり、未婚・晩婚化の流れとなっていることが分かります。

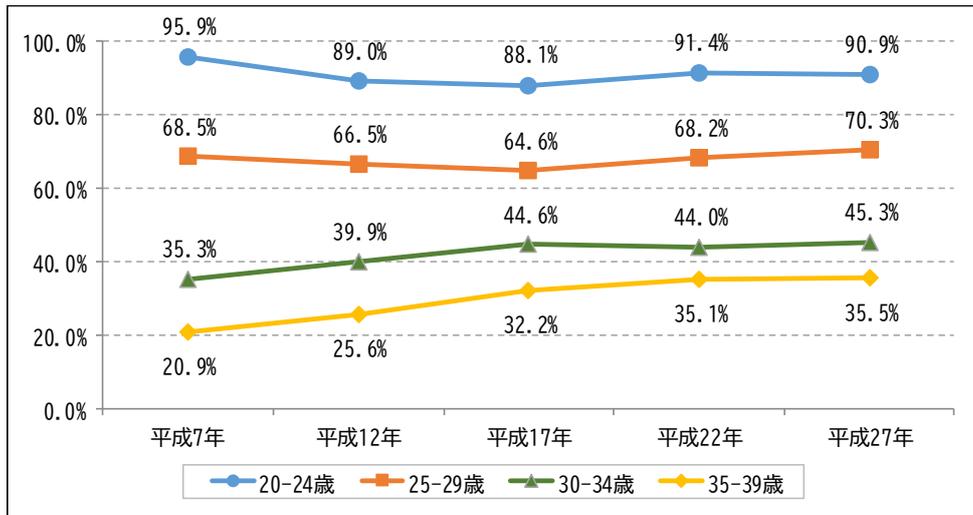
【婚姻件数・離婚件数】



国勢調査

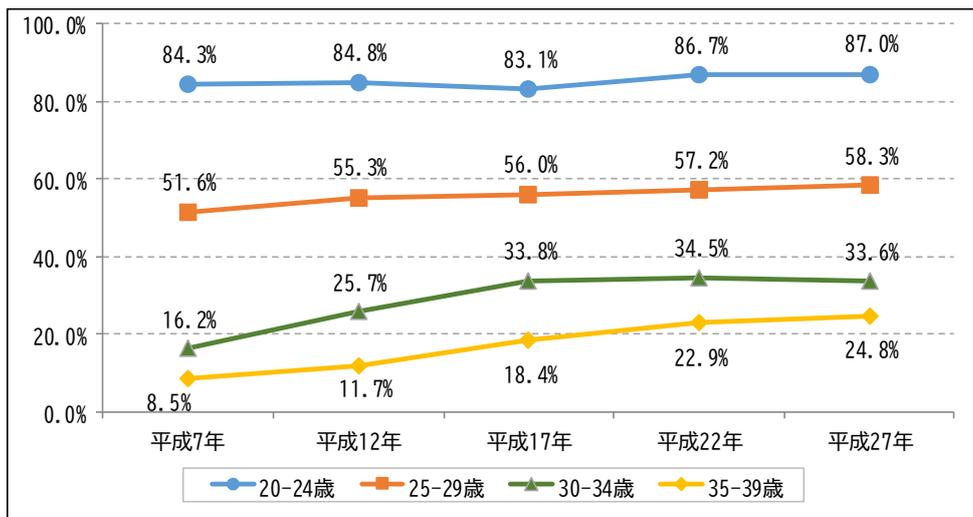


【年代別未婚率 男性】



国勢調査

【年代別未婚率 女性】



国勢調査



#### (4) 女性の就労の状況

南島原市の子育て世代の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）を国、長崎県と比較すると、ほぼ全ての年代において国、県を上回っています。

平成17年と平成27年を比較すると、ほとんどの年齢層で上昇しており、就労を希望する女性が増加している様子がうかがえます。また、平成17年では30～34歳の年齢層においてM字カーブにくぼみが見られましたが、平成27年ではほぼ窪みは見られなくなっています。このことから、子育て中も就業を続けている、もしくは就労を希望している女性が増加していることがわかります。

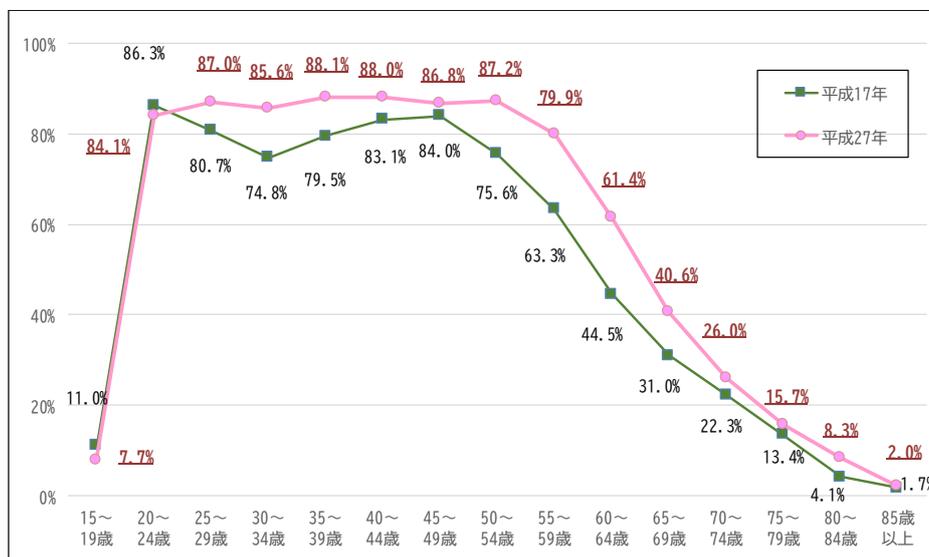
今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（全国、長崎県比較）】



国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率（平成17年、平成27年比較）】



国勢調査



## 2 ニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づき平成27年3月に策定した「南島原市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度に終了し、新たに「第2期南島原市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

### (2) 調査の実施要領

調査時期	平成31年1月			
調査対象者	南島原市在住の未就学児・就学児の保護者			
調査方法	郵送による配布・回収			
配布数		1,324件		1,000件
有効回収数	未就学児	751件	就学児	574件
有効回答率		56.7%		57.4%

#### ■集計にあたっての注意点

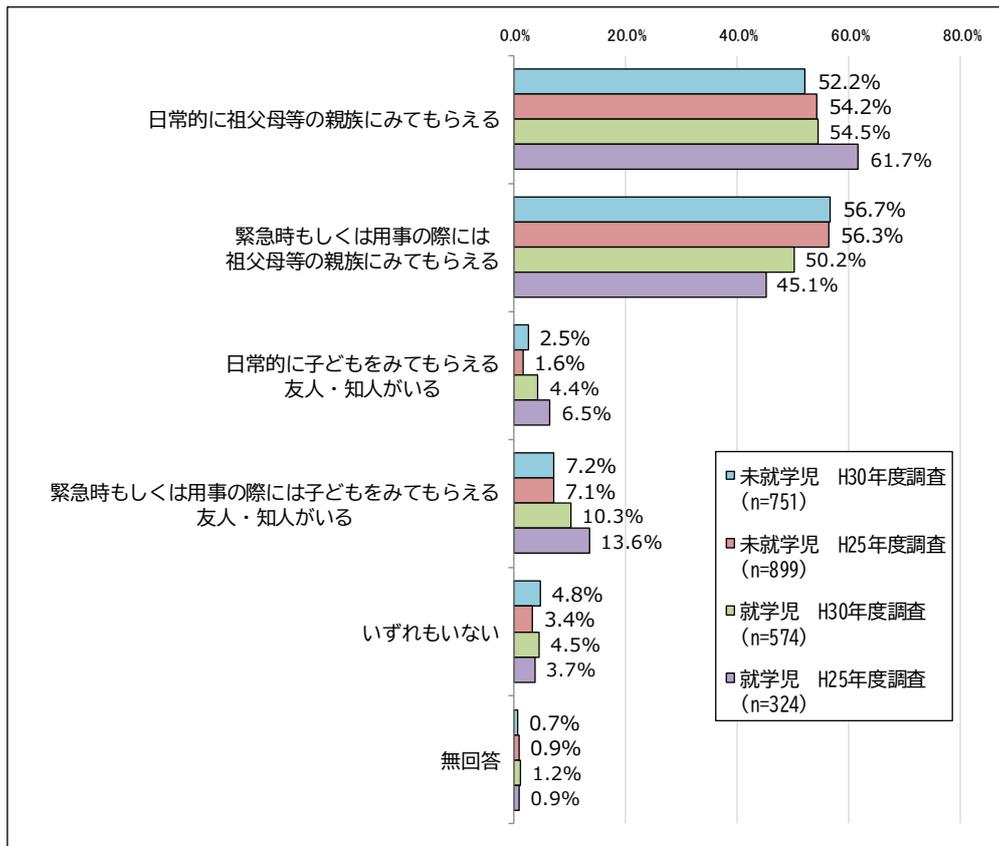
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 凶表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略している場合があります。
- グラフ中の「n=〇〇」は、その設問の回答者の数（母数）であり、回答率の分母となっています。



### (3) 調査結果の概要

#### Q. 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。

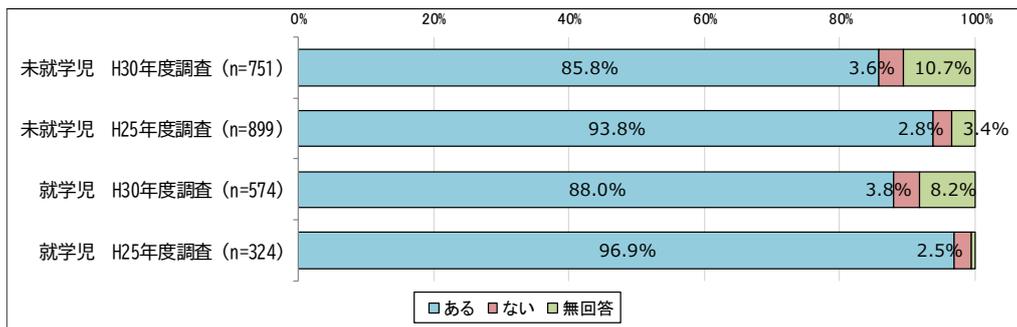
- 未就学児においては「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(56.7%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(52.2%)となっています。
- 就学児においては「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(54.5%)が最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(50.2%)となっています。





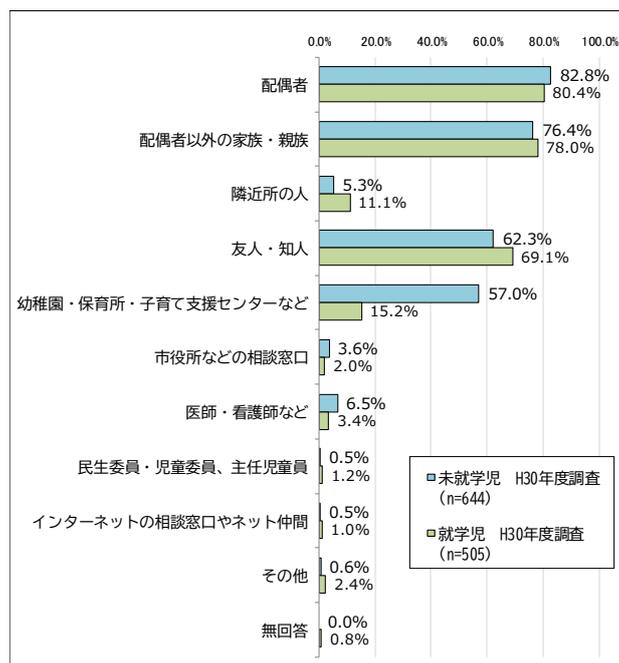
### Q. お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか。

- 未就学児においては「ある」(85.8%)が最も高く、次いで「ない」(3.6%)となっています。
- 就学児においては「ある」(88.0%)が最も高く、次いで「ない」(3.8%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「ある」が未就学児では8.0ポイント、就学児では8.9ポイント低くなっています。



### Q. 相談できる先は誰(どこ)ですか。

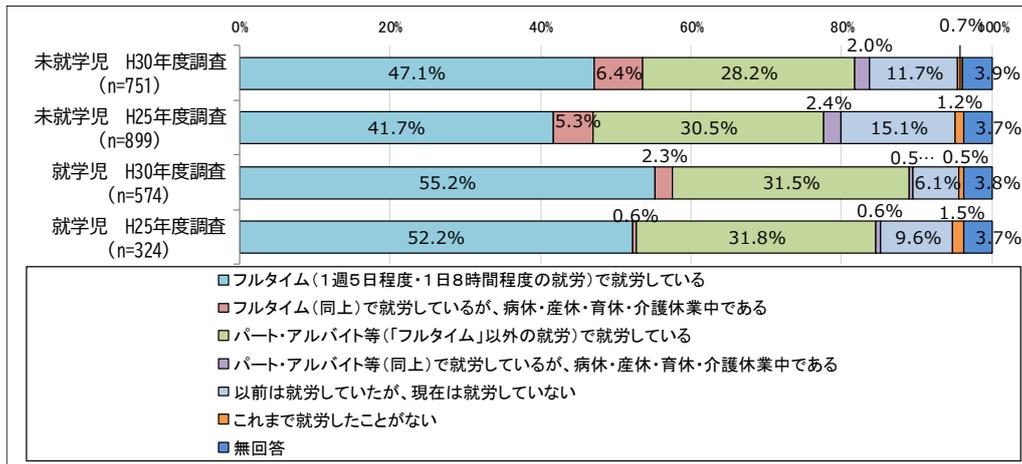
- 未就学児、就学児ともに「配偶者」(未就学児：82.8%、就学児：80.4%)が最も高くなっており、次いで「配偶者以外の家族、親族」(未就学児：76.4%、就学児：78.0%)、「友人・知人」(未就学児：62.3%、就学児：69.1%)となっています。
- 他に割合が高い項目は、未就学児では「幼稚園・保育所・子育て支援センターなど」(57.0%)となっています。





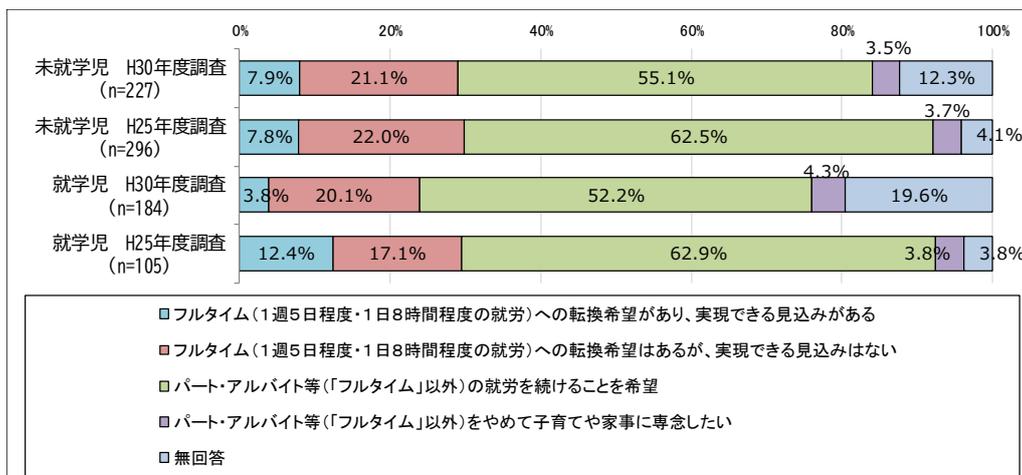
## Q. 現在の就労状況についておうかがいします。

- 未就学児、就学児ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」（未就学児：47.1%、就学児：55.2%）が最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」（未就学児：28.2%、就学児：31.5%）となっています。



## Q. パート、アルバイトの方について、フルタイムへの転換希望はありますか。

- 未就学児、就学児ともに「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」（未就学児：55.1%、就学児：52.2%）が最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（未就学児：21.1%、就学児：20.1%）となっています。

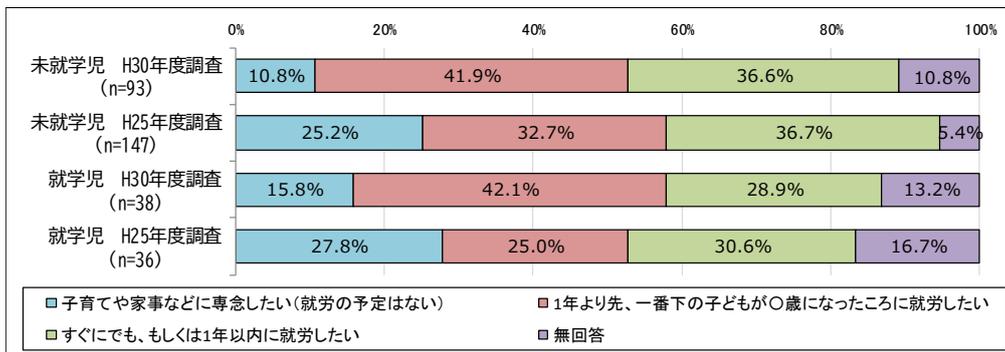




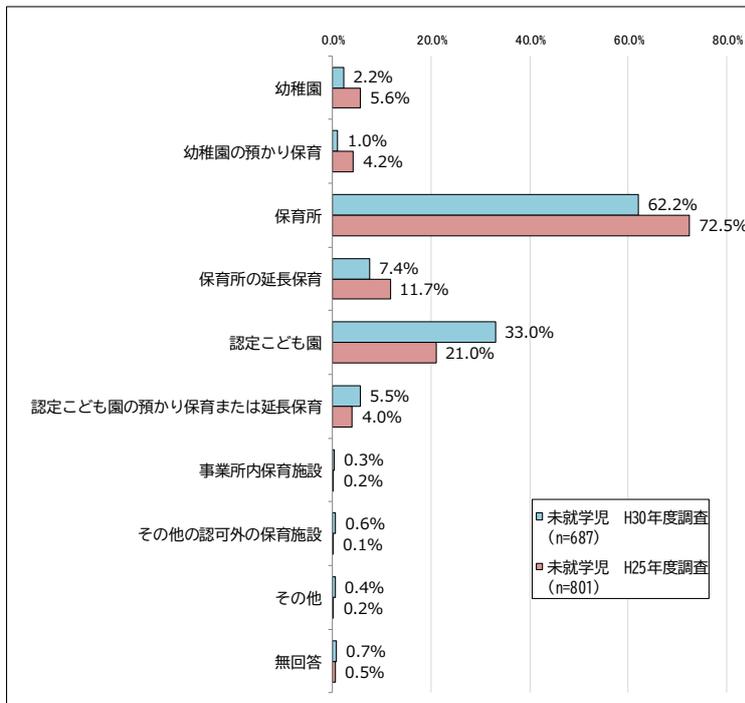
**Q. 現在就労していない方について、今後就労したいという希望はありますか。**

**母親**

- 未就学児、就学児ともに「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」（未就学児：41.9%、就学児：42.1%）が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（未就学児：36.6%、就学児：28.9%）となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が未就学児では14.4ポイント、就学児では12.0ポイント低くなっています。



**Q. お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。**

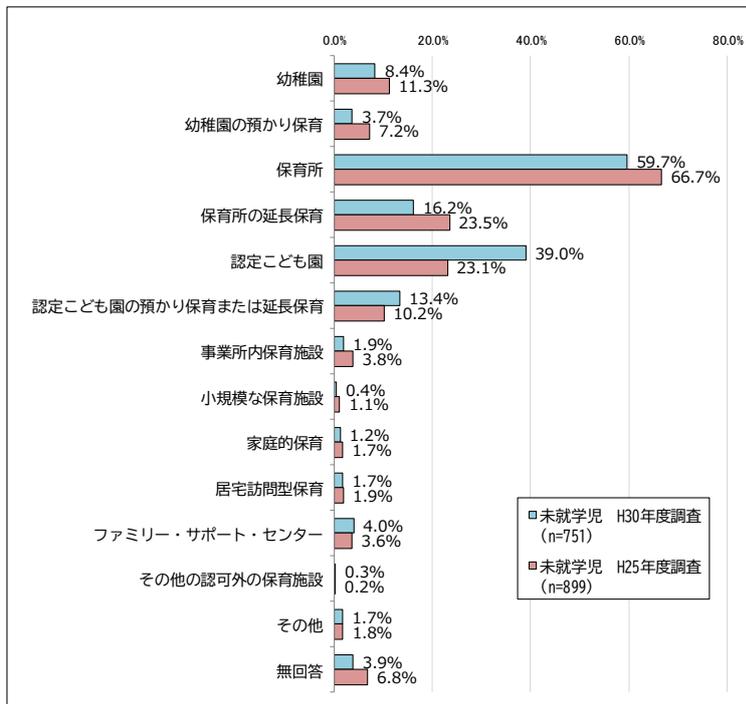


●「保育所」(62.2%)が最も高く、次いで「認定こども園」(33.0%)、「保育所の延長保育」(7.4%)、となっています。

●前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「保育所」は10.3ポイント低くなっており、「認定こども園」は12.0ポイント高くなっています。



**Q. 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。**



●「保育所」(59.7%)が最も高く、次いで「認定こども園」(39.0%)、「保育所の延長保育」(16.2%)となっています。

●前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「保育所」は7.0ポイント低くなっており、「認定こども園」は15.9ポイント高くなっています。



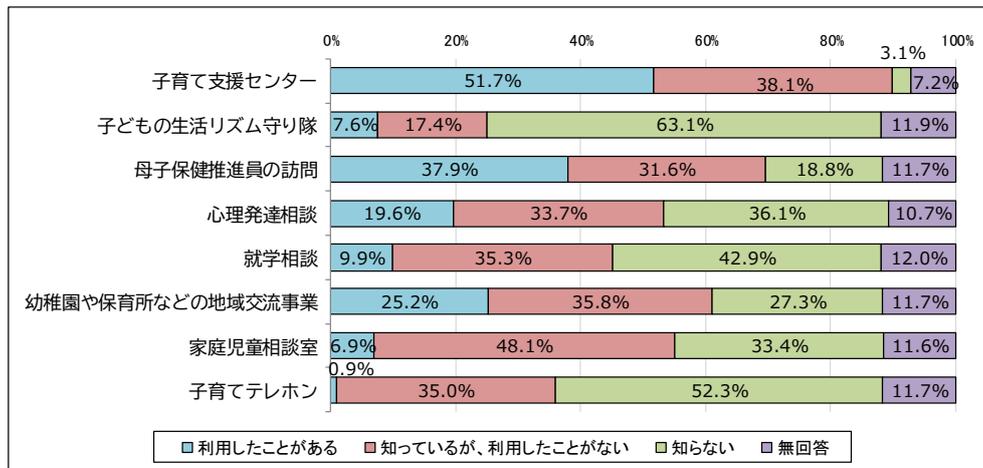


**Q. 南島原市が実施している支援サービスをこれまでに利用したことはありますか。また、今後利用したいと思いませんか。**

**認知度・利用意向**

- 「利用したことがある」については、「子育て支援センター」(51.7%)が最も高く、次いで「母子保健推進員の訪問」(37.9%)となっています。
- 「知らない」については、「子どもの生活リズム守り隊」(63.1%)が最も高く、次いで「子育てテレホン」(52.3%)となっています。

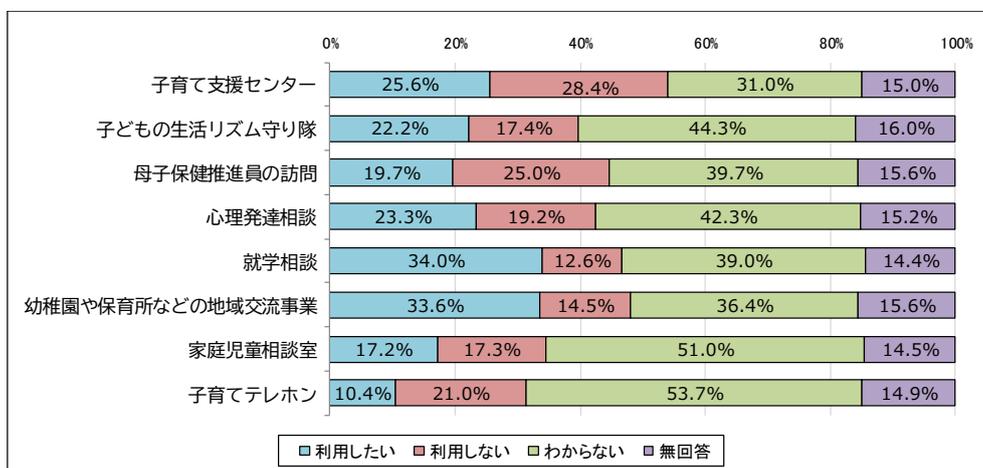
【認知度・利用状況】



**今後の利用意向**

- 「利用したい」については、「就学相談」(34.0%)が最も高く、次いで「幼稚園や保育所などの地域交流事業」(33.6%)、「子育て支援センター」(25.6%)となっています。
- 「利用しない」については、「子育て支援センター」(28.4%)が最も高く、次いで「母子保健推進員の訪問」(25.0%)、「子育てテレホン」(21.0%)となっています。

【今後の利用意向】

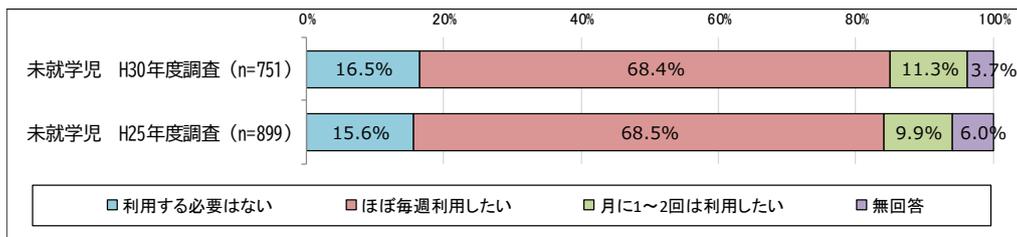




**Q. 土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。**

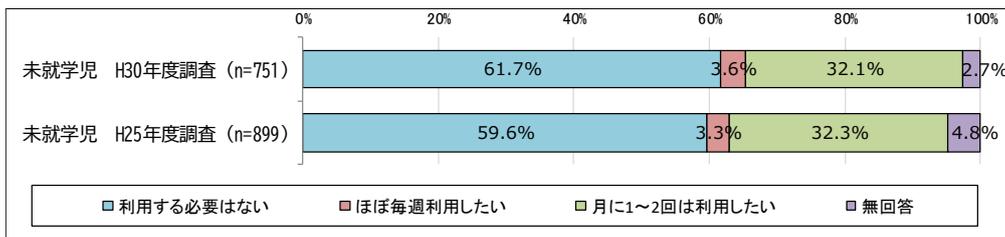
**土曜日**

- 「ほぼ毎週利用したい」（68.4%）が最も高く、次いで「利用する必要はない」（16.5%）となっています。



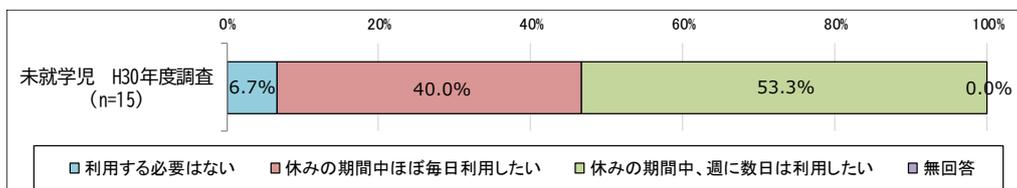
**日曜日・祝日**

- 「利用する必要はない」（61.7%）が最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」（32.1%）となっています。



**Q. お子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。**

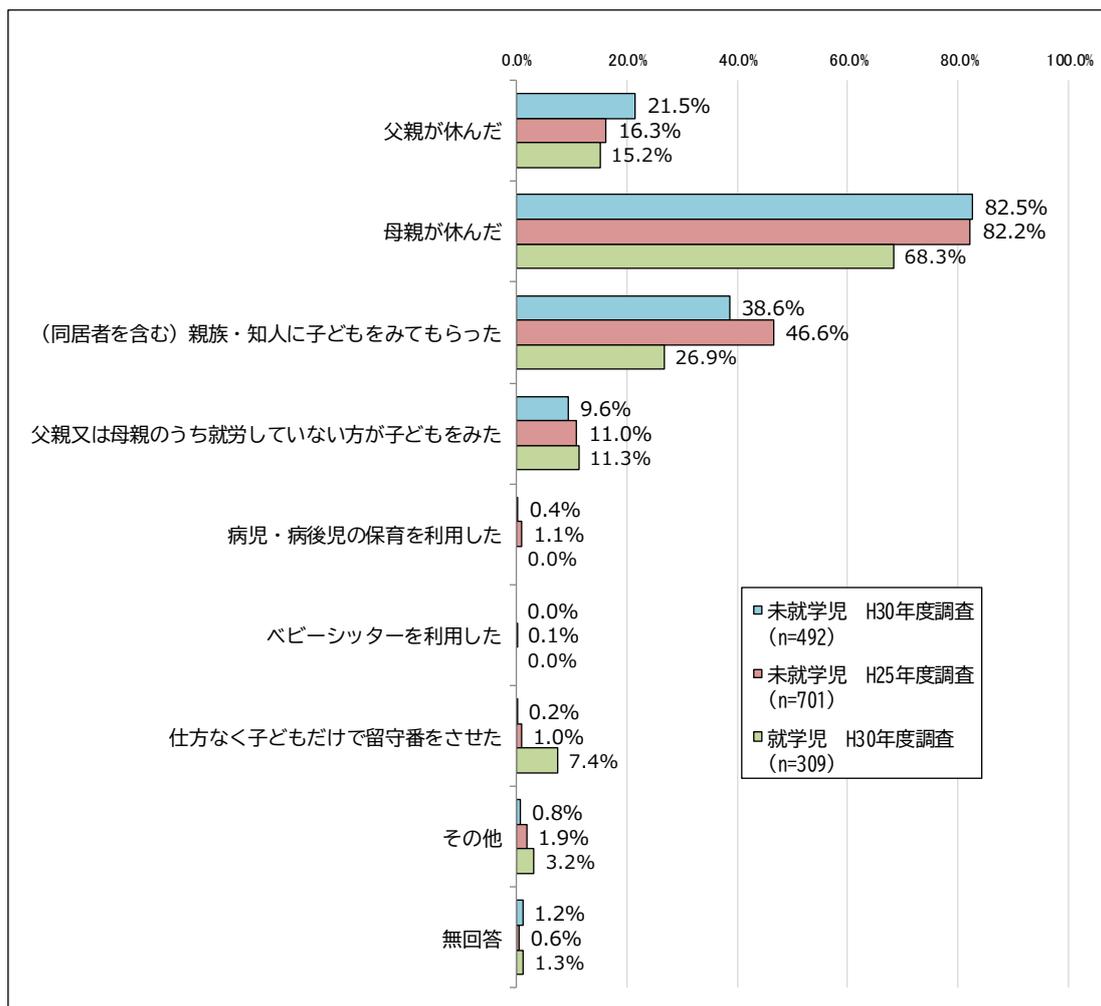
- 「休みの期間中、週に数日は利用したい」（53.3%）が最も高く、次いで「休みの期間中ほぼ毎日利用したい」（40.0%）、「利用する必要はない」（6.7%）となっています。





**Q. お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法をおうかがいします。**

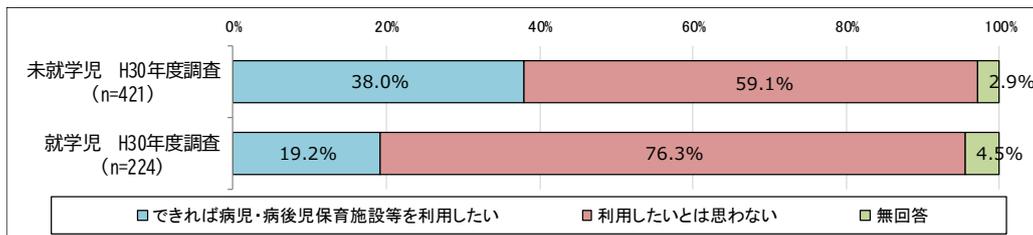
- 未就学児、就学児ともに「母親が休んだ」(未就学児：82.5%、就学児：68.3%) が最も高くなっており、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」(未就学児：38.6%、就学児：26.9%)、「父親が休んだ」(未就学児：21.5%、就学児：15.2%) となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、未就学児では「父親が休んだ」が5.2ポイント高くなっており、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が8.0ポイント低くなっています。





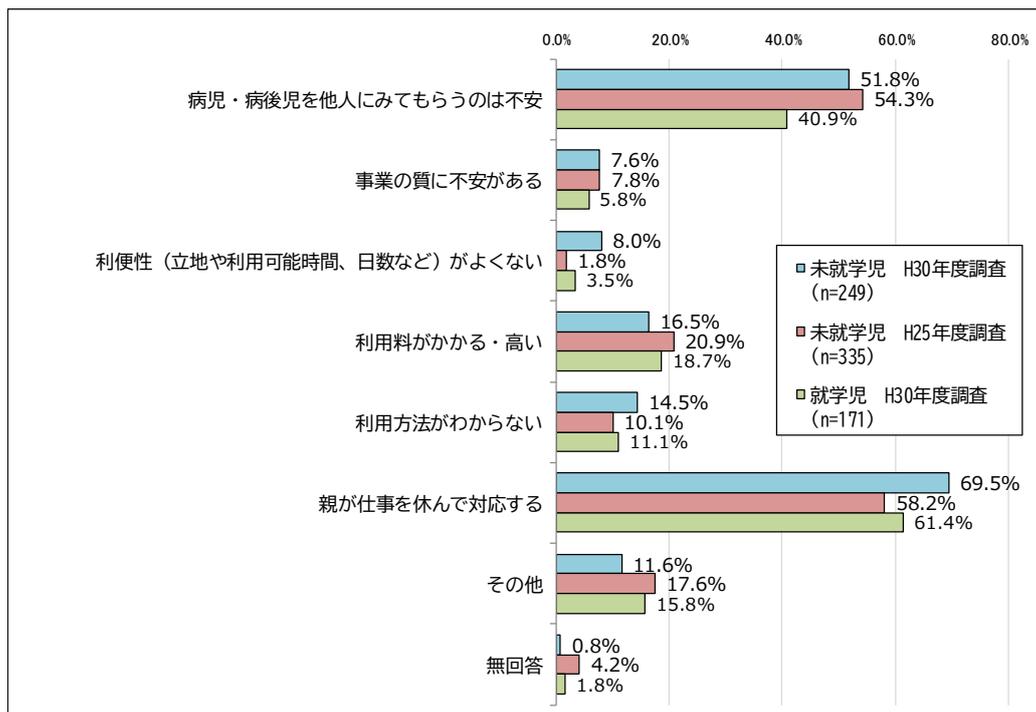
**Q. お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。**

- 未就学児、就学児ともに「利用したいとは思わない」（未就学児：59.1%、就学児：76.3%）が最も高くなっており、次いで「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」（未就学児：38.0%、就学児：19.2%）となっています。
- 利用したい日数では、未就学児、就学児ともに「1～5日」（未就学児：50.0%、就学児：67.4%）が最も高くなっており、次いで「6～10日」（未就学児：18.8%、就学児：7.0%）となっています。



**Q. 「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない」理由についてうかがいます。**

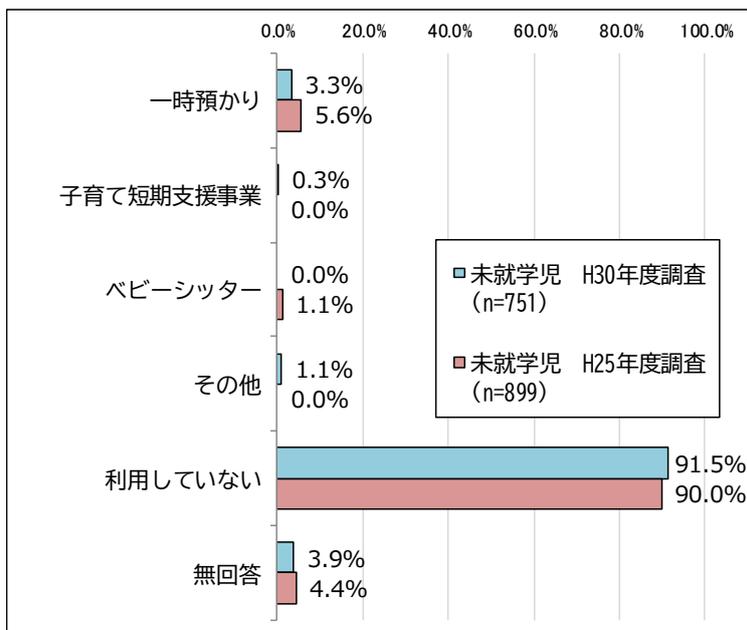
- 未就学児、就学児ともに「親が仕事を休んで対応する」（未就学児：69.5%、就学児：61.4%）が最も高くなっており、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」（未就学児：51.8%、就学児：40.9%）、「利用料がかかる・高い」（未就学児：16.5%、就学児：18.7%）となっています。





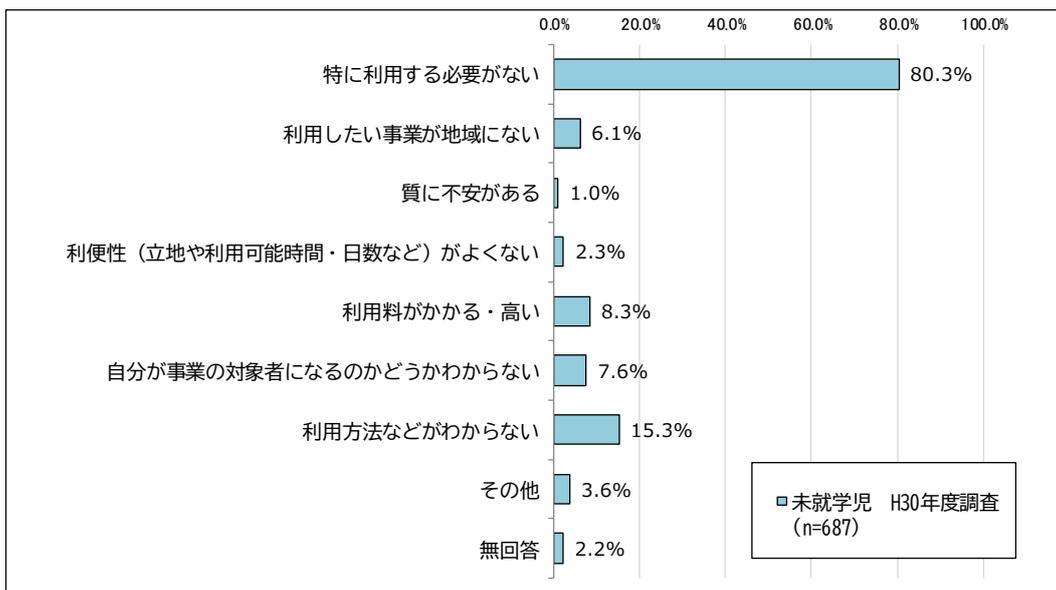
**Q. お子さんの日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。**

- 「利用していない」(91.5%)が最も高く、次いで「一時預かり」(3.3%)、「子育て短期支援事業」(0.3%)となっています。



**Q. 利用していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに)**

- 「特に利用する必要がない」(80.3%)が最も高く、次いで「利用方法などがわからない」(15.3%)、「利用料がかかる・高い」(8.3%)となっています。

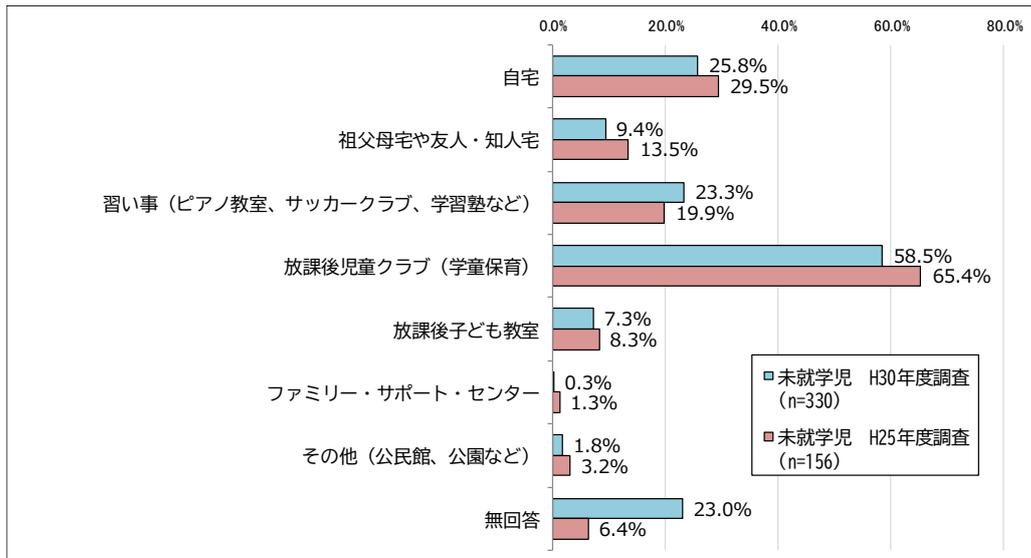




**Q. お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。**

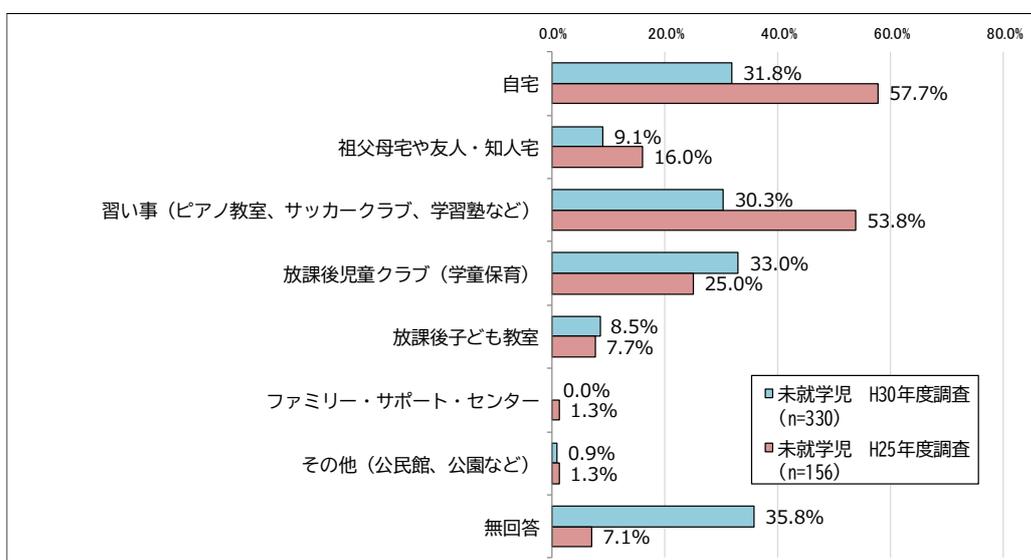
**小学校低学年（1～3年生）の間は過ごさせたい**

- 「放課後児童クラブ（学童保育）」（58.5%）が最も高く、次いで「自宅」（25.8%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（23.3%）となっています。



**小学校高学年（4～6年生）の間は過ごさせたい**

- 「放課後児童クラブ（学童保育）」（33.0%）が最も高く、次いで「自宅」（31.8%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（30.3%）となっています。

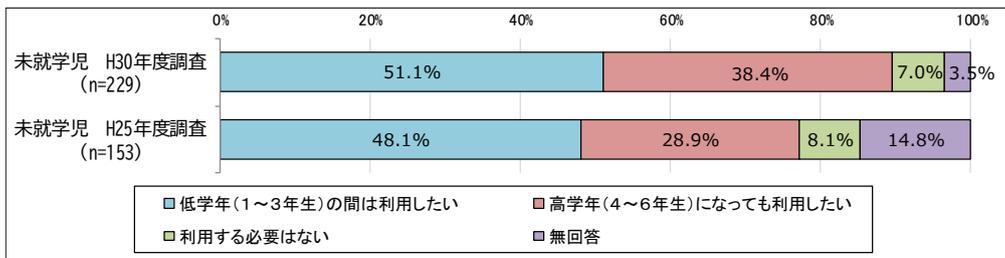




**Q. お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。**

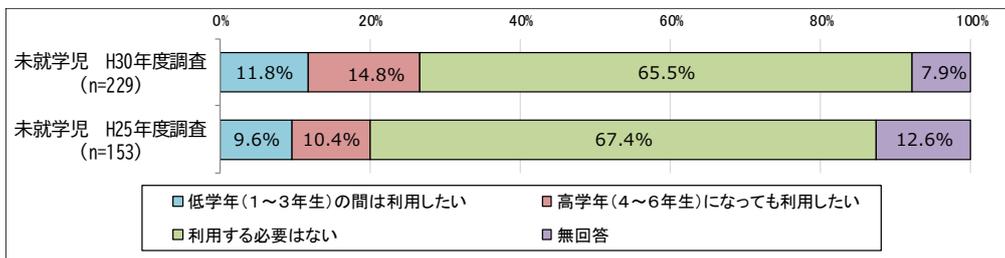
**土曜日**

- 「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（51.1%）が最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（38.4%）、「利用する必要はない」（7.0%）となっています。



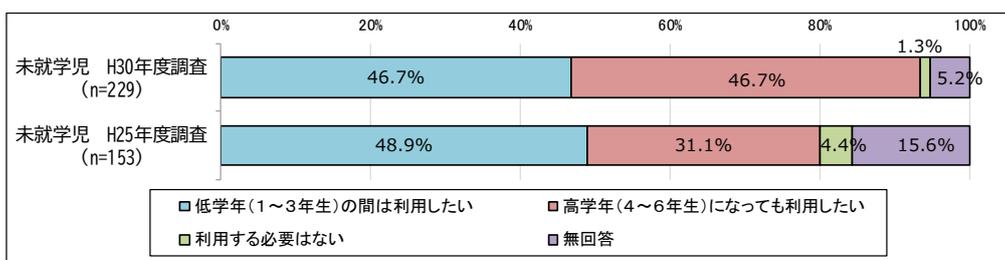
**日曜日・祝日**

- 「利用する必要はない」（65.5%）が最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（14.8%）、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（11.8%）となっています。



**Q. お子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。**

- 「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（46.7%）、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（46.7%）が同率で最も高くなっています。

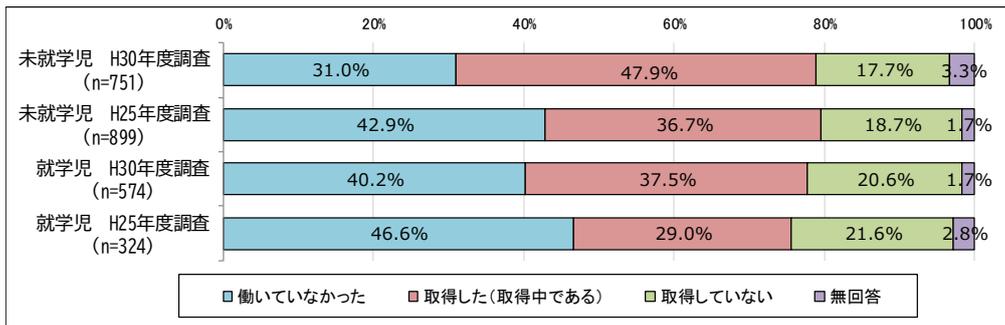




## Q. お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

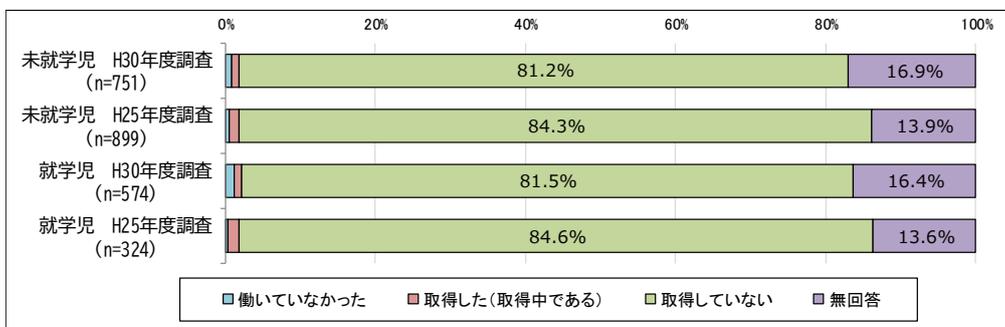
### 母親

- 未就学児においては、「取得した（取得中である）」（47.9%）が最も高く、次いで「働いていなかった」（31.0%）、「取得していない」（17.7%）となっています。
- 就学児においては、「働いていなかった」（40.2%）が最も高く、次いで「取得した（取得中である）」（37.5%）、「取得していない」（20.6%）となっています。



### 父親

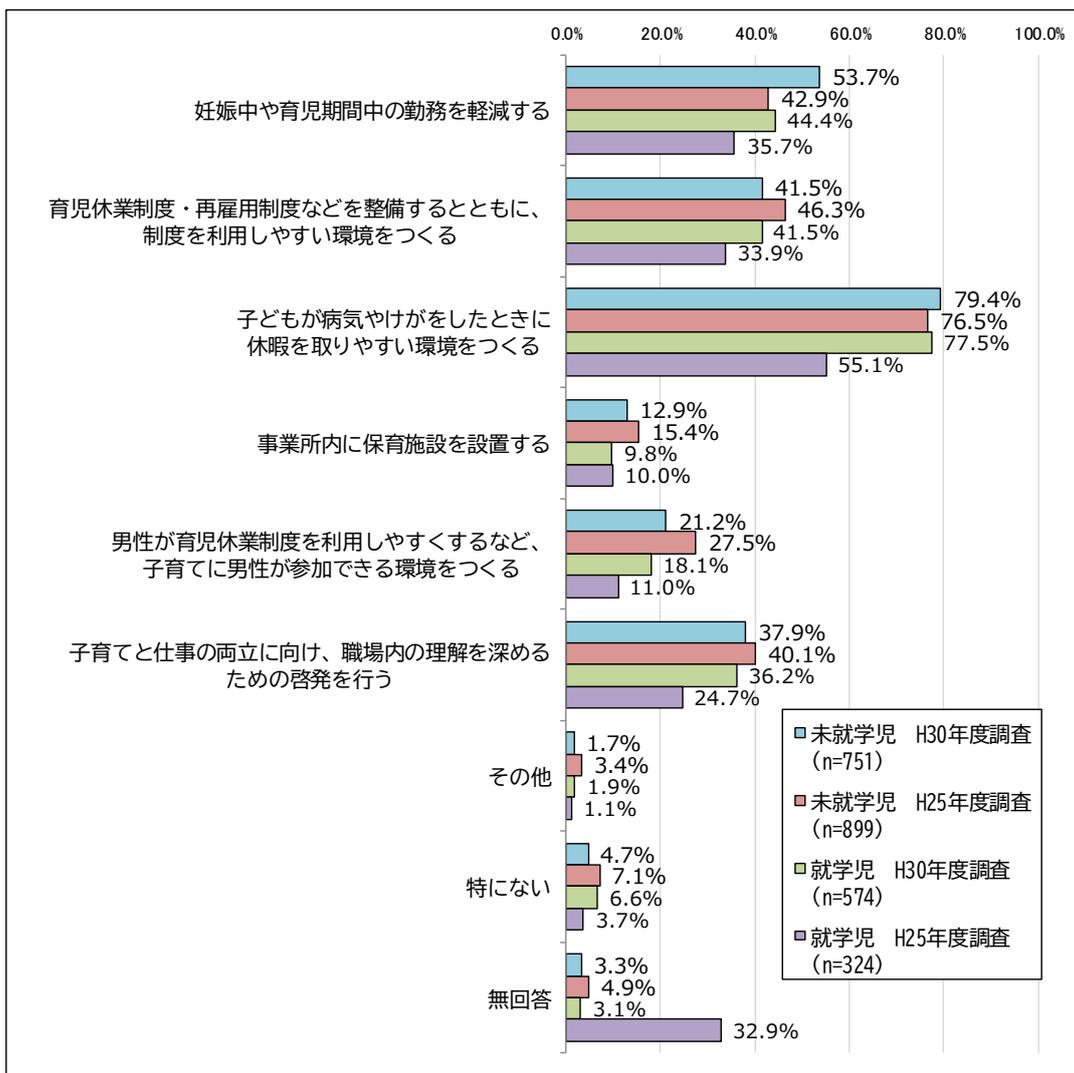
- 未就学児、就学児ともに「取得していない」（未就学児：81.2%、就学児：81.5%）が最も高くなっています。





**Q. 子育てと仕事の両立支援として、企業にどのようなことを期待しますか。**

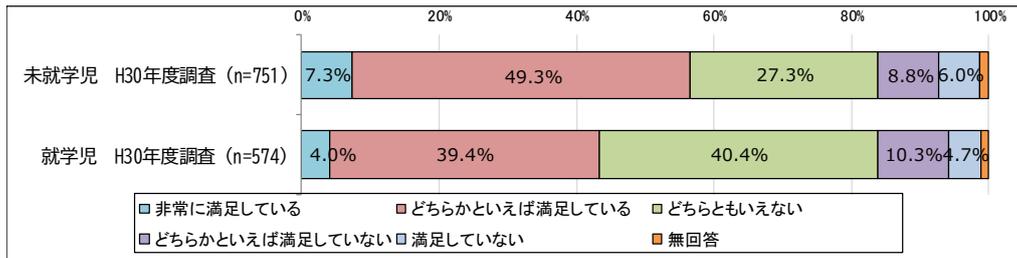
- 未就学児、就学児ともに「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」(未就学児：79.4%、就学児：77.5%) が最も高くなっており、次いで「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する」(未就学児：53.7%、就学児：44.4%)、「育児休業制度・再雇用制度などを整備するとともに、制度を利用しやすい環境をつくる」(未就学児：41.5%、就学児：41.5%) となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、未就学児では「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する」が10.8ポイント高くなっており、就学児では「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」が22.4ポイント高くなっています。





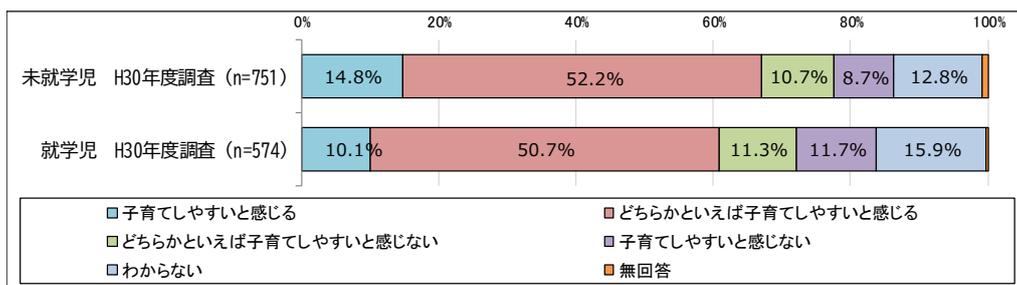
**Q. お住まいの地域における子育ての環境や支援に満足していますか。**

- 未就学児においては「どちらかといえば満足している」(49.3%)が最も高く、次いで「どちらともいえない」(27.3%)、「どちらかといえば満足していない」(8.8%)となっています。
- 就学児においては「どちらともいえない」(40.4%)が最も高く、次いで「どちらかといえば満足している」(39.4%)、「どちらかといえば満足していない」(10.3%)となっています。



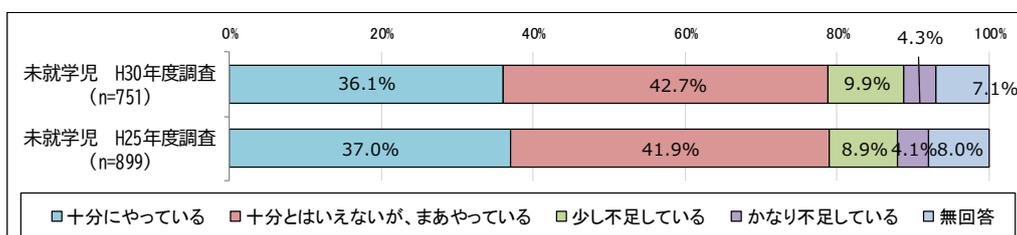
**Q. 本市は子育てがしやすいまちだと感じますか。**

- 未就学児においては「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」(52.2%)が最も高く、次いで「子育てしやすいと感じる」(14.8%)、「わからない」(12.8%)となっています。
- 就学児においては「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」(50.7%)が最も高く、次いで「わからない」(15.9%)、「子育てしやすいと感じない」(11.7%)となっています。



**Q. あなたの家庭では、父親はどの程度子育てをしていますか。**

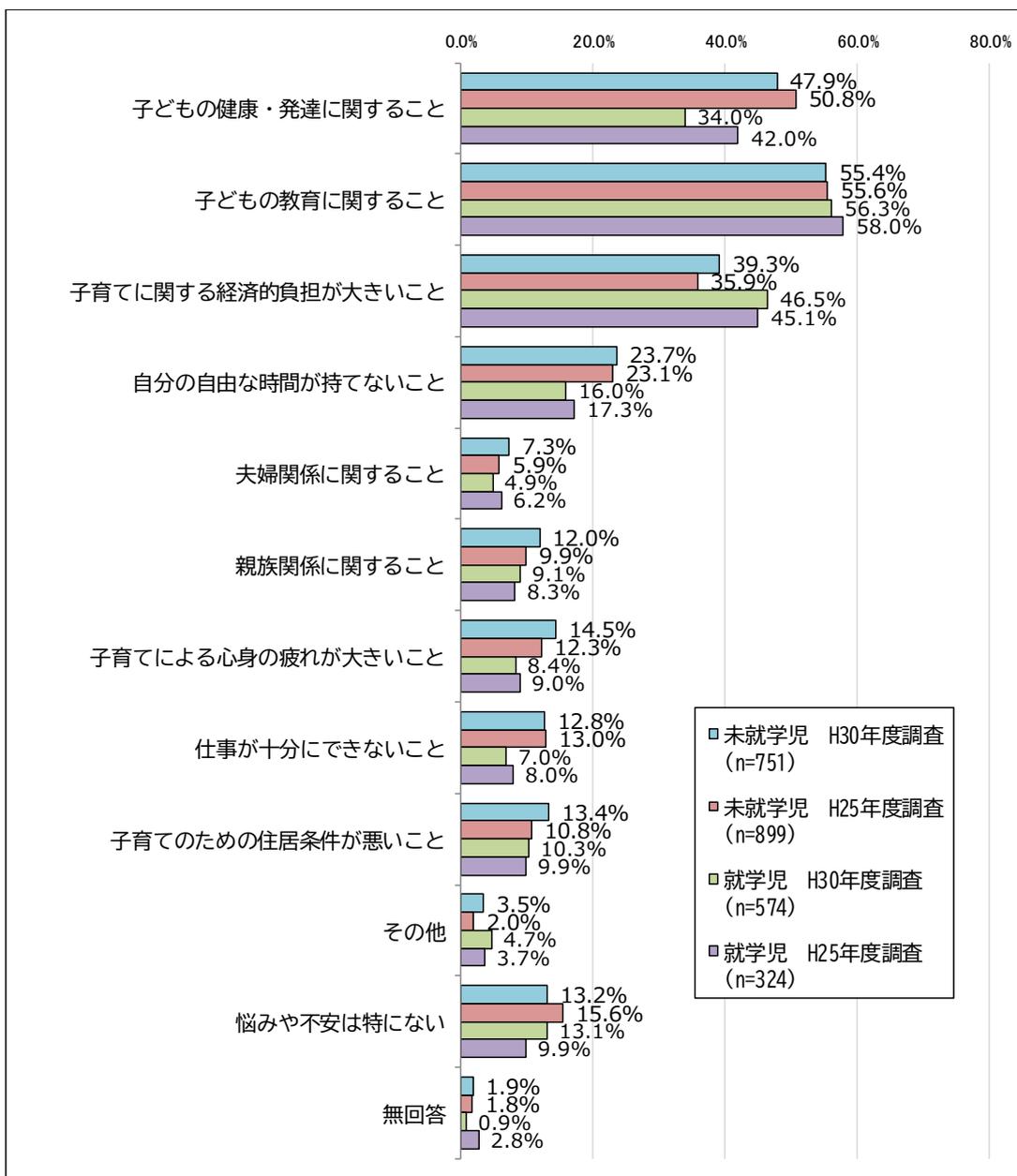
- 「十分とはいえないが、まあやっている」(42.7%)が最も高く、次いで「十分にやっている」(36.1%)、「少し不足している」(9.9%)となっています。





**Q. 子育てをする上で、どのような悩みや不安がありますか。**

- 未就学児においては「子どもの教育に関すること」(55.4%)が最も高く、次いで「子どもの健康・発達に関すること」(47.9%)、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」(39.3%)となっています。
- 就学児においては「子どもの教育に関すること」(56.3%)が最も高く、次いで「子育てに関する経済的負担が大きいこと」(46.5%)、「子どもの健康・発達に関すること」(34.0%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、就学児では「子どもの健康・発達に関すること」が8.0ポイント低くなっています。

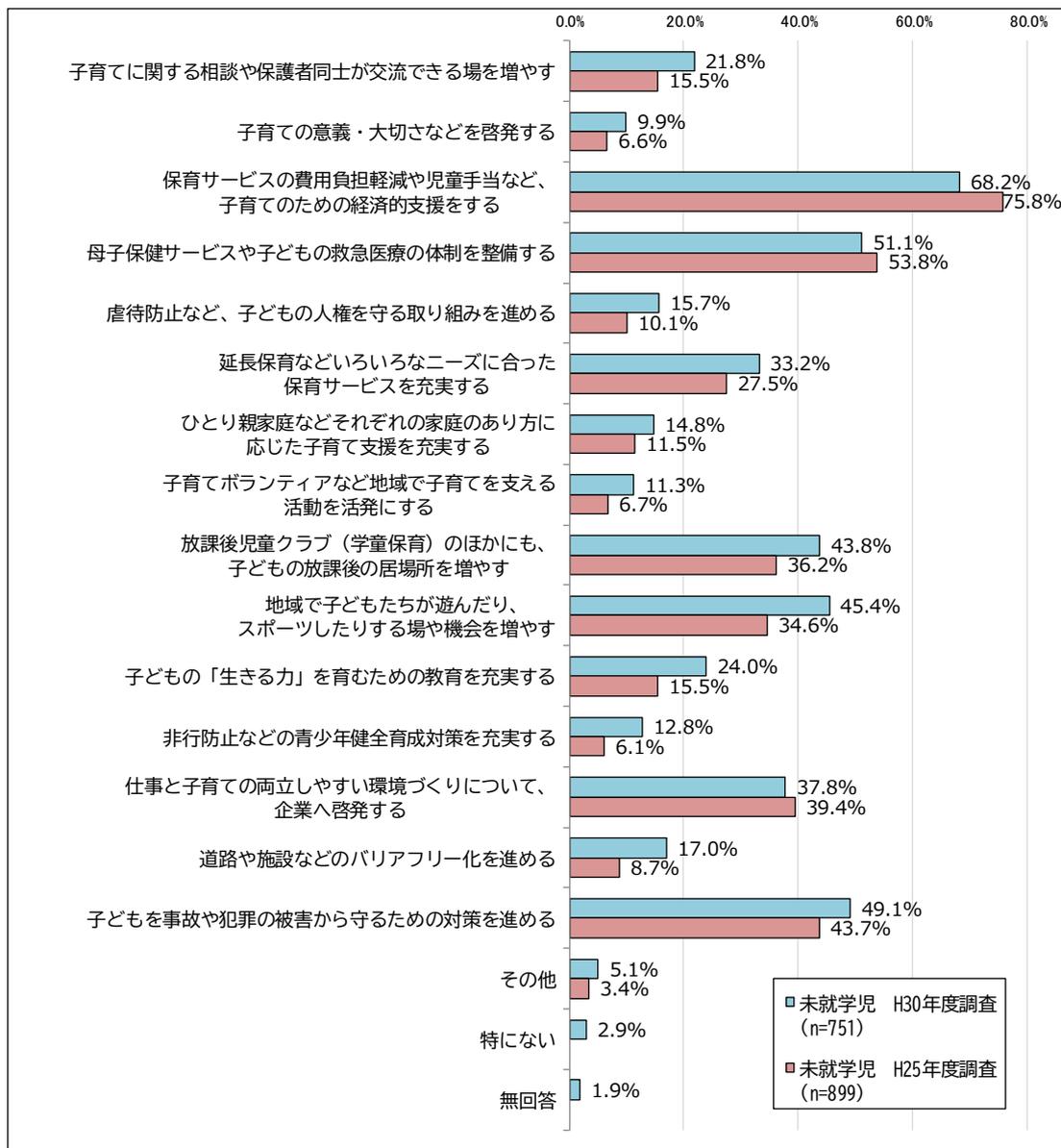




## Q. 子どもを健やかに生み育てるために、市にどのようなことを期待しますか。

### 未就学児

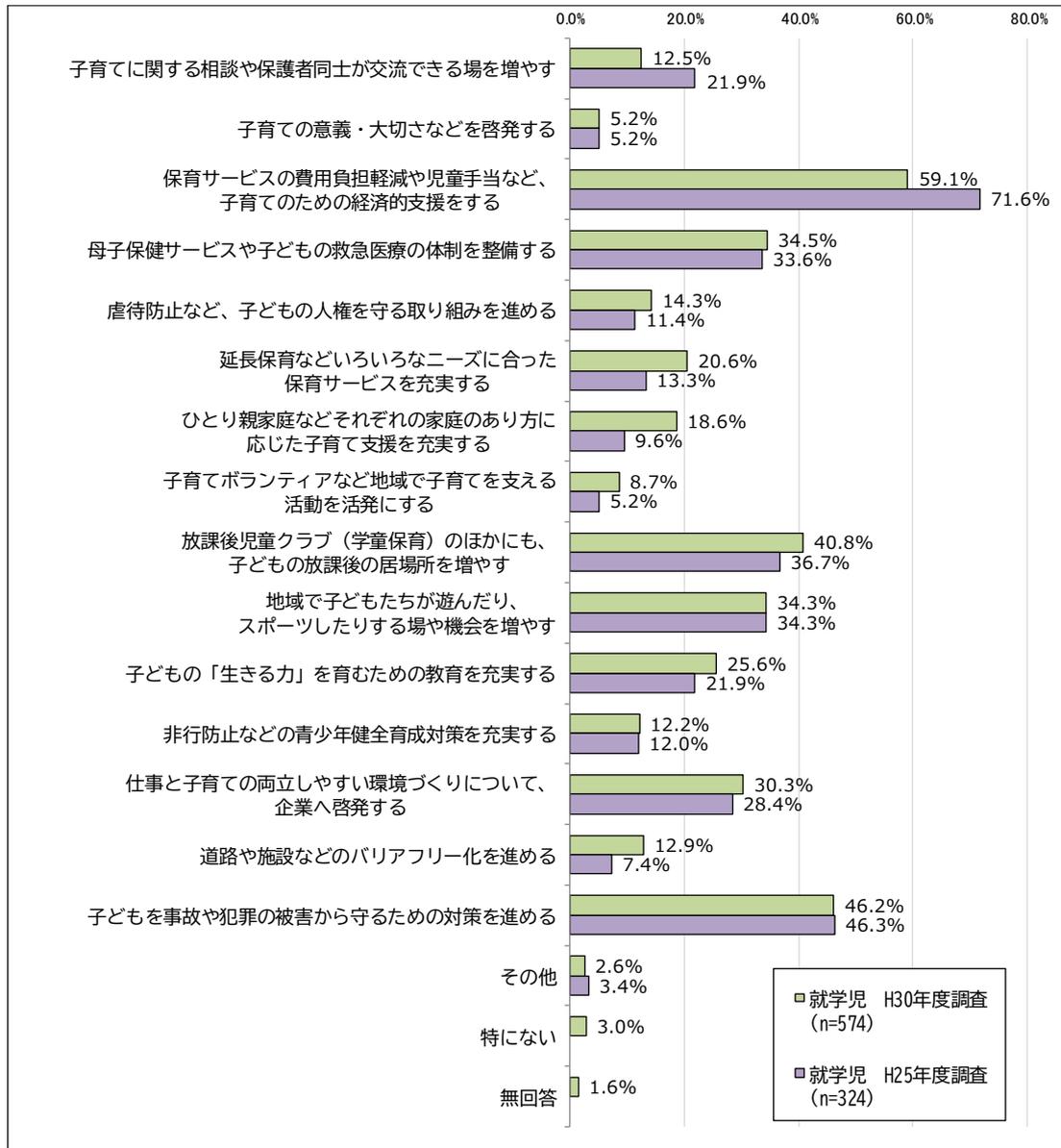
- 「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」(68.2%)が最も高く、次いで「母子保健サービスや子どもの救急医療の体制を整備する」(51.1%)、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(49.1%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「地域で子どもが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」が10.8ポイント高くなっています。





## 就学児

- 「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」(59.1%)が最も高く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(46.2%)、「放課後児童クラブ(学童保育)のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」(40.8%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が12.5ポイント低くなっています。





## 第 3 章 子ども・子育て支援の基本的な 考え方



## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本市では、第1期計画において「地域の人の優しさに見守られながら心身ともに健やかな子どもが育つまち」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、地域の支援の輪の中で、子どもとその保護者が「南島原市で子育てができてよかった」、「南島原市で子育てがしたい」と思ってもらえるような、子育て支援が充実したまちづくりを目指します。

#### 基本理念

**地域の人の優しさに見守られながら  
心身ともに健やかな子どもが育つまち**

### 2 基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

#### (1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人一人の個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

#### (2) 子育てと子育てを通した親としての喜びを支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。

その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要です。



### (3) 地域と社会で子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

## 3 基本目標

### 基本目標1 地域における子育ての支援

子どもの健全な成長のため、親育ちの過程を支援する（健康教育と連携）とともに、社会全体で子育てを支援し、応援していく意識づくりに務め、地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

また、妊娠期から出産に係る悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じることができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

### 基本目標2 子どもと親の健康づくり

子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、子どもと保護者が元気で健康に暮らすことを目的とした健康教育の推進など、保健・福祉及び教育の連携を強化しつつ、子どもと子育て家庭の健康づくりを充実していきます。

### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

心身ともに健康な子どもの成長を支援していくため、育児における保護者の不安の軽減や家庭における教育力の向上、家庭・学校・地域の相互の取り組みによって教育を担い、社会全体で子どもを育む教育施策を充実していきます。

### 基本目標4 仕事と子育てを支える地域社会づくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができる社会づくりを進めるため、仕事と家庭の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、安心して仕事と子育てができる環境づくりに取り組みます。

### 基本目標5 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

近年、増加傾向にある児童虐待については、深刻な社会問題となっています。児童虐待があってはならないという認識を地域社会で共有できるよう、啓発活動に努めるとともに、関係機関の連携を密にし、児童虐待に向けての取り組みを強化します。

また、ひとり親家庭では、自立に向けた情報提供等のサポート体制の充実により、生活の安定と子どもの健やかな成長を図っていきます。

さらに、様々な機会を通じて疾病や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り支援していきます。



## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域における子育ての支援

#### (1) 子どもの居場所の充実

子どもたちが安心して自由にのびのびと遊び、ふれあうことができるよう、放課後や長期休暇における子どもたちの居場所づくりの充実に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
放課後子ども教室推進事業 「寺子屋21」	放課後、土曜日等において、子どもたちが地域住民の協力を得て行う体験活動や学習活動等の取り組みを推進する事業です。	生涯学習課
放課後学習支援事業	平日の放課後における子どもの居場所づくりとして放課後学習クラブを実施します。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	日中に保護者のいない家庭の小学生に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども未来課

#### (2) 親支援の充実

妊娠期から出産、子育てに関する悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じることができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供できることを目指し、健診等の母子保健サービスと地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行います。また、保健師等の専門職種を配置し、妊産婦等からの相談に対応します、(2020年度内に設置予定)	こども未来課
子育て支援サービスに関する情報提供や相談	保護者が、子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、市広報・ホームページによる情報提供の他、市役所や保育所、地域子育て支援拠点事業等において個別相談を実施します。また、子育て全般に関する情報誌「こども子育てガイドブック」を作成し、子育て家庭への情報提供を行います。	こども未来課



### ( 3 ) 経済的支援の充実

子育て中の家庭は、養育費や医療費などの負担が大きいことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当や子ども医療費の助成などの支援を行い、子育て家庭の安定に努めています。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学 3 年生までの児童を養育している方を対象として、年齢、所得に応じて手当てを支給します。	こども未来課
乳幼児・こども医療費支援事業	乳幼児から高校生世代にかかる医療費の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減と併せて福祉の増進を図ります。	こども未来課
幼児教育・保育の無償化	幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性により、令和元年 10 月より幼児教育・保育に係るサービスが無償化となっています。 本市では、保護者の負担となる副食費の費用についても無償化とします。	こども未来課

## 基本目標 2 子どもと親の健康づくり

### ( 1 ) 妊娠・出産の支援

母子がともに健康な生活を送ることができるよう、妊婦健診等による母子の健康管理の充実や関連する支援団体等との連携を図っていきます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
母子健康診査費用の助成	妊娠中の母子の健康管理のため、健康診査費用の 14 回分全ての費用を助成します。母子健康手帳発行時に妊婦一般受診票（14 回分）、乳児一般受診票（2 回分）を配布するとともに、妊婦歯科健診についての必要性の説明やアンケートによる現状把握を実施しています。	こども未来課
妊婦健診結果を用いた産婦及び家族の生活習慣病予防	妊娠中に高血圧や糖尿病になった産婦に対し、新生児訪問や乳児相談等にて、医療機関への受診勧奨や家族を含めた生活習慣病予防の保健・栄養指導を行います。	こども未来課



事業名	内容／今後の方向性	担当課
産婦健康診査	出産後間もない時期の産婦に対して、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態等を把握し母子支援を行います。今後の支援が必要と判断される利用者に対しては、南島原市産後ケア事業を実施します。また、訪問指導や乳児相談の機会等で経過を支援します。	こども未来課
産後ケア事業	心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間における母子への心身のケア及び育児サポートを目的として、産後1年未満の産婦、その新生児及び乳児を対象に、訪問ケア、デイケア、ショートステイを実施し、費用を助成します。	こども未来課
保健師、助産師による新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業	保健師、及び母子保健推進員等と連携して対象家庭を訪問し、母子の心身の状態の把握、保健指導、情報提供、不安軽減のために支援を実施します。	こども未来課

## (2) 子どもの健康の確保

各種健康診査や予防接種の機会を通じて、乳幼児期における子どもの健康の確保に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
乳幼児健康診査、相談	月齢に相応した発育・発達状況の確認を行い、障害や疾病の早期発見を図ります。また、保護者への育児支援のための情報提供や関係機関との連携した継続的な個別支援を実施し、保護者が一般的な発達段階や規則正しい生活習慣を理解できるよう努めます。	こども未来課
幼児健診等における歯科衛生士による歯科指導	乳児相談や幼児健診時に、歯科衛生士による口腔機能の発達、むし歯予防や歯みがき等に関する歯科指導を実施します。	こども未来課
親子歯科健康診査、相談	医師による集団衛生教育や個別の歯科診察、歯科衛生士による歯科指導を実施します。幼児初期のむし歯を予防するとともに、心身の異常を早期に発見し、適切な支援を講じることで、健全な口腔衛生の普及啓発を推進します。	こども未来課
予防接種	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。定期的予防接種については、今後も接種勧奨に努めます。	こども未来課



### (3) 健康教育の推進

子どもや保護者が元気で健康に暮らすためには、自身の状態や病気についての知識が必要です。そのため、学校や地域で生活習慣のあり方等の教育を行い、子どもが積極的に健康について考える機会の充実に努めます。

事業名	内容/今後の方向性	担当課
小児生活習慣病予防教室	<p>子どもの生活リズムの乱れや不規則な食生活の積み重ねによって引き起こされる生活習慣病の予防のため、申込みがあった学校にて、小中学生とその保護者・学校関係者を対象に、市の健康課題に応じて生活習慣病に関する講座を実施します。</p> <p>子どもの頃から自分の生活習慣に関心を持ち、望ましい生活習慣を身につけるよう支援します。</p>	こども未来課
子どもの生活リズムを守り隊	<p>申込みがあった保育所や子育て支援センター等にて、乳幼児の保護者及び保育関係者を対象に、成長発達の基礎となる生活リズムに関する講座を実施します。早寝早起き等、家庭での見直しができるよう、正しい生活リズムの普及啓発を推進します。</p>	こども未来課

## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

### (1) 育児不安を感じる保護者への支援体制の構築及び充実

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子育てを行う親や家族が安心していきいきと子育てできる環境が必要です。そのため、子育てに対して大きな負担を感じ、不安や悩みを抱え込んでいる保護者や家族に対して不安の軽減を図り、適切な相談支援や情報提供を行います。

事業名	内容/今後の方向性	担当課
お遊び教室	<p>母親同士の交流や、子育て不安の解消と子育て世代の仲間づくりを促進します。また、発達の遅れや保護者への育児支援が必要な場合、臨床心理士による個別相談を行います。</p>	こども未来課



事業名	内容／今後の方向性	担当課
5歳児健康相談	<p>3歳児健診で発見が難しい発達障害児や、保護者の認識が得られず療育や支援ができなかった子に対して実施します。</p> <p>グレーゾーンの子に対しては、臨床心理士や言語聴覚士による専門的な個別相談会を実施し、安心して保護者と子が就学を迎えるよう支援します。</p> <p>また、専門機関への紹介、就学に向けた支援のため教育委員会との連携を図るなど、関係機関との連携を図ります。</p>	こども未来課
言語相談事業	<p>言語発達に遅れのある幼児をもつ保護者に対し、その不安を解消するために相談日を設け、情報提供や言語聴覚士による専門相談を実施します。</p> <p>支援が必要な児に対しては、早期に適切な治療及び療育を紹介し、関係機関と連携して支援します。</p>	こども未来課
母子保健推進員活動事業	<p>訪問時に、保護者の相談相手となり、子育て支援や健診未受診者への訪問を行うとともに、育児不安の軽減に努めます。</p> <p>また、保健師及び栄養士と連携を図り、地域での子育て支援を推進するとともに、推進員の資質向上に努め、活動の充実を図ります。</p>	こども未来課

## (2) 社会全体で子どもを育む教育施策の充実

子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、成長段階に応じた教育環境等の整備に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ブックスタート事業	読み聞かせなどにより育児環境の安定と安心を推進するため、乳児相談等の場で絵本セットを配布します。	こども未来課
家庭教育支援事業	人間形成の基本となる家庭の教育力の向上を目指し、さまざまな支援事業を実施します。	生涯学習課
人権教育推進事業	人権週間において全中学校を対象に、映画会、コンサート、講演会といった人権教育事業を開催します。	生涯学習課
通級型心の教室「つばさ」	学校以外の施設に指導員を配置し、不登校児童生徒に対しての学校復帰を目指した支援を行います。	学校教育課



事業名	内容／今後の方向性	担当課
学校教育活性化事業	教職員一人一人が、本市教育の努力目標を確認しながら、講座や研修を計画的に実施し、教育における実践力の向上を図ります。	学校教育課
総合学習事業	総合的な学習の時間において、地域及び児童・生徒の実態等に応じた総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など、各小・中学校で創意・工夫を凝らした教育活動を行います。	学校教育課

## 基本目標4 仕事と子育てを支える地域社会づくり

### (1) 仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進

保護者の多様な働き方やニーズに対応するため、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を行い、仕事と子育てを両立するための環境づくりに努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座等の開催	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座等を行い、ワーク・ライフ・バランスの認知度を高め、男女ともに仕事と生活の調和がとれた暮らしの普及促進に努めます。また、広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を積極的に行います。	市民サービス課
働き方の見直しに関する情報提供と周知・啓発	長時間労働の抑制や労働時間の短縮、在宅勤務の普及など、働き方の見直しの必要性について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。	商工振興課 市民サービス課
休業・休暇制度の導入に向けた普及促進	育児休業制度をはじめ、出産や子育てに伴う休暇制度の導入について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。	商工振興課 市民サービス課



## 基本目標 5 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

### (1) 児童虐待等の防止対策の充実

子どもや女性に対する相談事業の充実を図り、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応や支援体制の強化に努めます。

また、市、児童相談所、保育所、学校、警察、医療機関等から構成される「南島原市要保護児童対策地域協議会」において、関係機関の連携を密にし、要保護児童等の情報共有及び支援の方向性を整理し、進捗管理を行います。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
南島原市要保護児童対策地域協議会	市、児童相談所、保育所、学校、警察、医療機関等による代表者会議・実務者会議を開催し、情報共有や連携の強化について協議します。また、必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、支援対象児童等に関する具体的な支援の内容を個別に検討します。	こども未来課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により一時的に、家庭において児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で養育・保護を実施します。また、保護者が疾患等により児童の養育が一時的に困難になった場合には、迅速に児童養護施設と連携して児童の安全及び保護を行います。	こども未来課
養育支援訪問事業	養育困難な家庭等を継続的に訪問し、相談支援や育児援助などを行うことで、当該家庭における安定した児童の養育を図ります。	こども未来課

### (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対する就労支援を行うとともに、生活安定のための経済的支援を実施し、自立を促進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育て短期支援事業【再掲】	保護者の疾病等により一時的に、家庭において児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で養育・保護を実施します。また、保護者が疾患等により児童の養育が一時的に困難になった場合には、迅速に児童養護施設と連携して児童の安全及び保護を行います。	こども未来課



事業名	内容／今後の方向性	担当課
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活の諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、生活指導に関する講習会や研修会等を行い、総合的な地域での生活支援や相談等を実施します。	こども未来課
高等職業訓練促進給付金等事業・自立支援教育訓練給付金事業	自立のために資格取得を目指すひとり親家庭の保護者に対し、受講する講座の費用助成や受講期間中の給付金の支給を行います。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦家庭。及び、その18歳までの子に対して、医療費を助成します。	こども未来課

### (3) 障がい児施策の充実

障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、相談・療育体制の充実に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
乳幼児健康診査、相談【再掲】	月齢に相応した発育・発達状況の確認を行い、障害や疾病の早期発見を図ります。また、保護者への育児支援のための情報提供や関係機関との連携した継続的な個別支援を実施し、保護者が一般的な発達段階や規則正しい生活習慣を理解できるよう努めます。	こども未来課
5歳児健康相談【再掲】	3歳児健診で発見が難しい発達障害児や、保護者の認識が得られず療育や支援ができなかった子に対して実施します。 グレーゾーンの子に対しては、臨床心理士や言語聴覚士による専門的な個別相談会を実施し、安心して保護者と子が就学を迎えるよう支援します。 また、専門機関への紹介、就学に向けた支援のため教育委員会との連携を図るなど、関係機関との連携を図ります。	こども未来課
保育所等における障がい児の受入の推進	障害児保育事業を行う保育所に対し、障害児保育事業補助金を交付し、保育所等における障がい児の受入の推進を図ります。	こども未来課
児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業	障がい児の日中や放課後等における居場所を確保するとともに、集団生活への適応訓練等の実施や、その家族の一時的な休息を図ります。	福祉課



## 第 5 章 子ども・子育ての環境整備



## 第5章 子ども・子育ての環境整備

### 1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

#### ※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び南島原市における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。

地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。

地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

### (2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント 事業量の調整単位として適切か	ポイント 事業の利用実態を反映しているか
児童数や施設数は適切な規模か	居宅より容易に移動することが可能か
区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	区域内で事業の確保が可能か
区域ごとに確保方策を打ち出せるか	現在の事業の考え方と合っているか

### (3) 教育・保育提供区域について

南島原市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



### 3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

令和2年度 (単位：人)		1号	2号	3号				
				0歳	1、2歳			
量の見込み		79	850	80	537			
確保方策	幼稚園	115						
	認定こども園							
	保育所					866	178	566
	地域型保育事業					0		
	確保方策の合計					115	866	178
-		36	16	127				

令和3年度 (単位：人)		1号	2号	3号				
				0歳	1、2歳			
量の見込み		75	847	79	536			
確保方策	幼稚園	115						
	認定こども園							
	保育所					866	178	566
	地域型保育事業					0		
	確保方策の合計					115	866	178
-		40	19	129				

令和4年度 (単位：人)		1号	2号	3号				
				0歳	1、2歳			
量の見込み		73	824	77	514			
確保方策	幼稚園	115						
	認定こども園							
	保育所					866	178	566
	地域型保育事業					0		
	確保方策の合計					115	866	178
-		42	42	153				



令和5年度 (単位:人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み		70	792	74	496
確保 方 策	幼稚園	115			
	認定こども園				
	保育所		866	178	566
	地域型保育事業				
	確保方策の合計		115	866	178
-		45	74	174	

令和6年度 (単位:人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み		69	780	71	479
確保 方 策	幼稚園	115			
	認定こども園				
	保育所		866	178	566
	地域型保育事業				
	確保方策の合計		115	866	178
-		46	86	194	

**【量の見込み】**

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年度の児童数）と推計児童数を基として算出しました。

計画期間内においては未就学児人口の減少に伴い、緩やかに減少していく見込みです。

**【確保方策】**

令和2年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。



## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

事業の利用状況やニーズ調査の結果等によって把握した利用希望などから、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容(確保方策)」を設定します。

### 一時預かり事業

保育所を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において子どもを一時的に預かる事業です。

1号認定を受けた子どもの預かり(幼稚園・認定こども園在園児対象)

(単位:人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,923	3,749	3,649	3,505	3,453
確保方策	3,923	3,749	3,649	3,505	3,453

#### 【量の見込み】

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを算出しました。

#### 【確保方策】

計画年度内においても現在の体制で対応できる見込みです。

特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり(幼稚園・認定こども園在園児以外対象)

(単位:人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

#### 【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

#### 【確保方策】

計画年度内においても現在の体制で対応できる見込みです。



## 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	590	572	554	533	520
確保方策	590	572	554	533	520

### 【量の見込み】

ニーズ調査の結果に基づき、量の見込みを算出しました。

### 【確保方策】

標準時間及び短時間保育いずれについても、現在の体制で対応できる見込みです。

## 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：箇所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

### 【今後の方向性】

育児不安・虐待予防を図る観点から、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠・出産・育児等に関する相談に応じ、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行う等切れ目ない支援体制を整備するため、子育て世代包括支援センターを設置します。

センターでは、健診等の母子保健サービスと地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行います。また、保健師等の専門職種を配置し、妊産婦等からの相談に対応してまいります。



## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後、放課後児童クラブにおいて適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1年生	260	227	227	234	215
	2年生	210	234	205	205	211
	3年生	200	183	203	178	179
	4年生	100	112	102	114	99
	5年生	46	48	54	49	55
	6年生	28	27	28	31	29
	合計	844	831	819	812	788
箇所数		26	27	27	27	27
確保方策		944	944	944	944	944

### 【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績と今後の利用見込みを勘案して量の見込みを設定しました。

### 【確保方策】

施設の整備等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

## 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	6	6	6	6
確保方策	6	6	6	6	6

### 【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

### 【確保方策】

現在事業を実施している1箇所で実施し、ニーズに対応していきます。



## 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	257	247	239	230	222
確保方策	257	247	239	230	222

### 【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値を基に、量の見込みを設定しました。

### 【確保方策】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とし、母子保健推進員と保健師の連携により事業を実施します。継続的な支援が必要な家庭には、専門職や関係機関等と連携して適切な支援を行います。

## 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

### 【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

### 【確保方策】

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭について、南島原市社会福祉協議会に委託してホームヘルパーの派遣や相談業務を行うなど、必要な支援を行います。支援が必要な家庭の早期発見に努め、関係機関と連携して必要なサービスにつなげます。



## 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
確保方策	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000

### 【量の見込み】

ニーズ調査の結果を参考に、量の見込みを算出しました。児童数は年々減少していますが、本事業の実績はほぼ横ばいで推移していることから、年を追って減少せずに横ばいで推移すると見込まれます。

### 【確保方策】

市内の保育所15か所で子育て支援センターを開設しています。見込み量に対して現体制で対応可能です。

## 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

### 【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

### 【確保方策】

現在、市内7施設で実施しており、量の見込みに対して現在の体制で対応可能です。今後も引き続き、利用希望者が円滑にサービスを利用できるよう、推進体制について検討を行います。



## 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ここでは就学児が対象）

（単位：人日／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

現在、本市では本事業は実施しておりません。ニーズ調査の結果では、利用を希望している世帯は非常に少なく、前回のニーズ調査と比較しても利用意向はほぼ変わらないことから、計画期間中のファミリーサポートセンターの設置は行わないこととしました。

小学生の放課後の居場所については放課後児童クラブで対応し、乳幼児に関しては、子育て支援センターをはじめとした市が実施する各事業にて対応することで、市民のニーズに対応してまいります

## 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：人日／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

### 【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

### 【確保方策】

妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、今後も引き続き、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（14回分）を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。



## 5 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

### (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

平成28年の児童福祉法の改正により、各自治体に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務として義務付けられたことから、その設置に向けた検討を行います。

#### 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

#### 児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

#### 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、南島原市要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適切と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

#### 社会的養護施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、本市の子育て支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。



## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

## (3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。



## 6 幼児期の教育・保育の充実

### (1) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つのタイプがあります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

今後も保護者の意向に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進と適切な運営を図ります。

### (2) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。



### ( 3 ) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に 0 歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用については優先的に入所できるよう配慮を行っていきます。

### ( 4 ) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙や市ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。



## 7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本市では、平成30年3月に策定した「第3次南島原市男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

【第3次南島原市男女共同参画計画における、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の内容】

### ■施策の方向性1 仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し

#### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及

具体的な取り組み	内 容
啓発講座等の開催	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座等を行い、ワーク・ライフ・バランスの認知度を高め、男女ともに仕事と生活の調和がとれた暮らしの普及促進に努めます。また、広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を積極的に行います。

#### (2) 家庭内での固定的役割分担の解消

具体的な取り組み	内 容
広報・啓発の充実	根強く残る家庭内での固定的役割分担の意識を解消し、家庭においてコミュニケーションをよく図ったうえで男女が対等に役割分担を行えるよう、広報・啓発の充実に努めます。
男性の家事・育児参画の促進	男性の意識啓発を目的とした広報や情報提供を行い、男性の家事や育児への参画を促進する取り組みを進めます。



## (3) 働き方の見直しと多様な働き方ができる環境づくりの促進

具体的な取り組み	内 容
働き方の見直しに関する情報提供と周知・啓発	長時間労働の抑制や労働時間の短縮、在宅勤務の普及など、働き方の見直しの必要性について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。
休業・休暇制度の導入に向けた普及促進	育児休業制度・介護休業制度をはじめ、子育てや介護などに伴う休暇制度の導入について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。

## (4) 市における仕事と生活の調和の推進

具体的な取り組み	内 容
長時間労働の抑制	「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、管理職員への周知徹底や業務の効率化を高め、男女のワーク・ライフ・バランスの妨げとなる長時間労働の削減に努めます。
育児・介護休業、休暇の取得	「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、職員が育児休業及び介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを行います。特に、男性職員が配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得しやすい環境づくりに努め、休暇の取得を促します。





## 8 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市では、この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

### (1) 放課後子ども教室の概要

本市では、南島原市放課後子ども教室推進事業として「寺子屋21」を実施しています。事業の概要は以下の通りです。

対象者	小学1年生～中学3年生
日時	主に週末を中心に活動（第1・第3土曜日の午前中が基本）
活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の教育力をいかした様々な体験・交流・学習活動</li><li>・先人を敬いふるさとを愛する心（郷土愛）を育むための体験・交流・学習活動</li><li>・放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な居場所の確保</li><li>・基本的な生活習慣の習得</li><li>・地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実</li><li>・その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するための活動</li></ul>

### (2) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後とも「寺子屋21」において、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組みます。

放課後児童クラブについては、施設の整備等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

また、放課後児童クラブと「寺子屋21」の一体的な実施については、今後も放課後児童クラブの実施主体であるこども未来課と、放課後子ども教室の実施主体である生涯学習課との間で協議の場を設け、体制面など含めて慎重に検討し、心身共にたくましい子どもが育つ環境のさらなる充実を目指して推進していきます。



### 計画年度内における放課後子ども教室の実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	105	107	110	110	110
参加率	32%	33%	35%	35%	35%

### 計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	26	27	27	27	27
定員数	944人	944人	944人	944人	944人

### (3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室ともに、子ども一人ひとりの個性やニーズを把握して、集団活動のメリットを活かしながら適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

本市では、「障害児受入推進事業」として、障がい児に対する専門的知識等を有する指導員を配置する放課後児童クラブへ補助を行なっています。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、支援内容が更に充実するよう努めます。

### (4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。



## 第 6 章 子どもの貧困に関する取り組み



## 第 6 章 子どもの貧困に関する取り組み

### 1 子どもの貧困に関する現状

#### (1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122 万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は 15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす 18 歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は 13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。さらに、令和元年 6 月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本市の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、本市の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

#### (2) アンケート調査結果の概要

長崎県が平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の南島原市の回答者の調査結果をもとに、市内の子どもの貧困の状況を確認しました。以下、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、調査結果の集計・分析を行っています。

■調査期間：平成 30 年 1 月 22 日～平成 30 年 1 月 25 日

■調査対象者

		配布数（件）	回答数（件）	回答率
小学 5 年生	保護者	4,665	4,496	96.4%
	子ども	4,665	4,504	96.5%
中学 2 年生	保護者	4,664	4,443	95.3%
	子ども	4,664	4,447	95.3%
全体		18,658	17,890	95.9%



### 相対的貧困の設定

当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入（貧困線）を設定しています。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

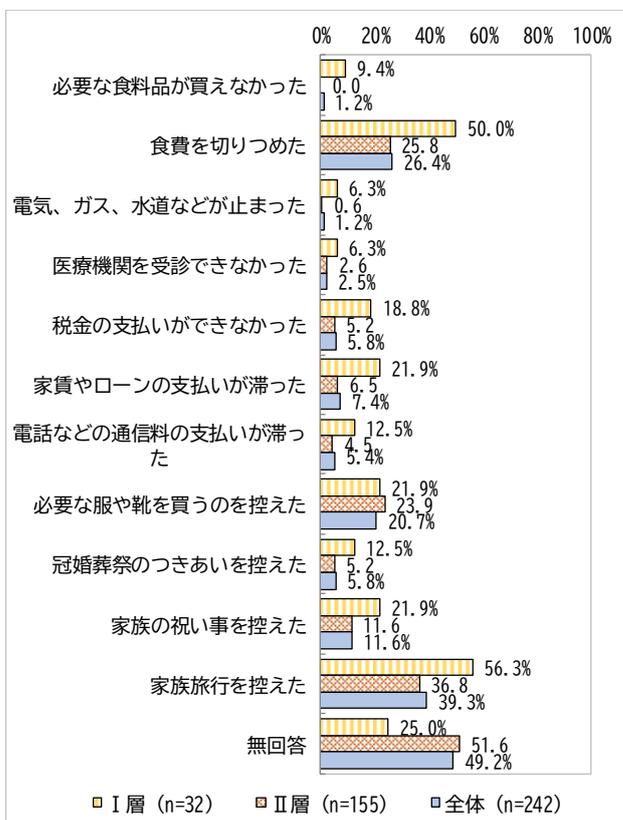
算出の結果、長崎県の貧困線は97.2万円となっており、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数396件のうち65件で、回答者全体に占める割合は16.4%となっています。

### 【相対的貧困世帯の状況（全体）】

	回答数	層	層	今回の調査による貧困率
長崎県全体	7,662	860	6,802	11.2%
南島原市	396	65	331	16.4%

### 調査結果の内容（抜粋）

#### 経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。（保護者回答）

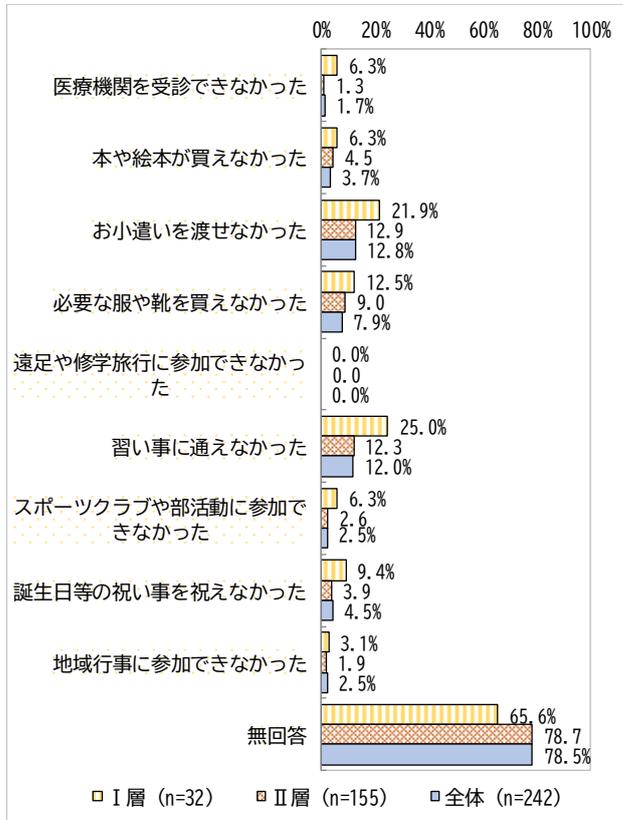


多くの項目で、I層とII層の回答結果に大きな差が生じています。

「食費を切りつめた」（I層：50.0% II層：25.8%）、「税金の支払いができなかった」（I層：18.8% II層：5.2%）、「家賃やローンの支払いが滞った」（I層：21.9% II層：6.5%）、「電話などの通信料の支払いが滞った」（I層：12.5% II層：4.5%）といった項目においても回答の割合の差は大きく、経済的な困難が、衣食住を中心とした生活の基盤を成す部分に大きく影響していることが分かります。



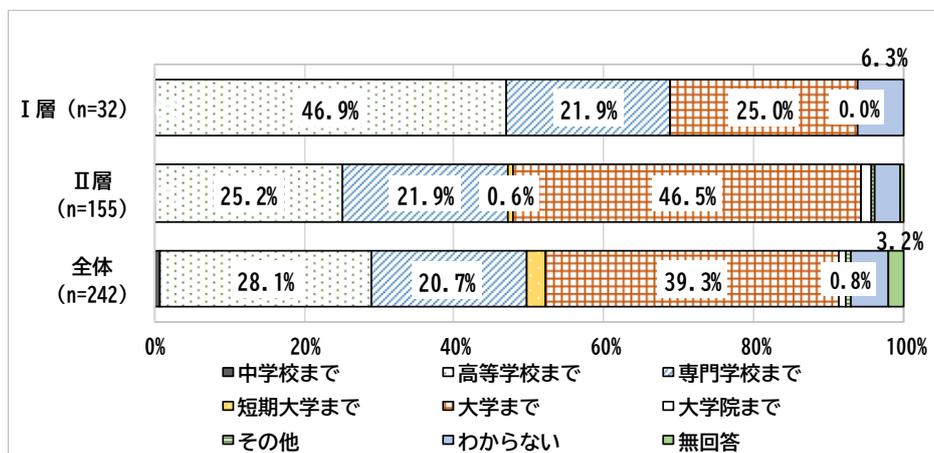
経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)



I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「医療機関を受診できなかった」(I層：6.3% II層：1.3%)、「お小遣いを渡せなかった」(I層：21.9% II層：12.9%)、「習い事に通えなかった」(I層：25.0% II層：12.3%)といった項目において回答の割合に差が見られます。経済的な困難が生活基盤に影響を与えているだけでなく、「習い事に通えなかった」など、子どもの学習機会や社会的行動にも大きな影響を与えています。

お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか(保護者回答)

II層と比較してI層では「高等学校」(I層：46.9% II層：25.2%)の割合が高くなっています。反面、「大学」(I層：25.0% II層：46.5%)の割合は低くなっており、知識・教養を身に付けることよりも、出来るだけ早く社会人となることを希望していることが考えられます。





## 2 取り組みの方向性

### (1) 将来像

本市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。





## (2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

### 基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないよう、支援の充実を図ります。

### 基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

### 基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

### 基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。



### 3 取り組みの内容

#### (1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム<sup>1</sup>と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

#### 学校教育の充実

施策	内容
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めます。
キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付けさせる学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会の提供に努めます。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。

#### 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施策	内容
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー <sup>※2</sup> やスクールソーシャルワーカー <sup>※3</sup> 等の専門職の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、こども未来課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。

\* 1 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

\* 2 スクールカウンセラー（SC）：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が就く。

\* 3 スクールソーシャルワーカー（SSW）：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。



### 地域の人材を活用した学びの場づくり

施策	内容
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。

### 就学前教育・保育の充実

施策	内容
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

### 就学支援の充実

施策	内容
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報紙やホームページの活用など市民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。



## (2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

### 子どもたちの居場所づくり

施策	内容
放課後児童クラブの内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
多世代交流の推進 【再掲】	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。
親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。

### 子どもの健康・生活への支援

施策	内容
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。
すくすく赤ちゃん支援事業	乳幼児を養育している家庭に対し、おむつ等の購入を助成することで、子育ての経済的負担の軽減を目指して安心して子どもを生き育てる環境づくりを行います。



施策	内容
乳幼児医療費支援事業	乳幼児にかかる医療費の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減と併せて福祉の増進を図る。
こども医療支援事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小学生から高校生世代の子どもにかかる医療費の一部を助成する。

### 子どもの将来に向けた支援の充実

施策	内容
キャリア教育に関する学習 【再掲】	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付けさせる学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。
子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。
奨学資金貸付事業	南島原市内に住所を有する人の子どもなどで、学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で就学が困難な学生に学資を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成する

### 保護者の就労支援

施策	内容
生活自立相談支援センターにおける就労支援	生活困窮者などに対し、生活支援と併せて本人の状況に応じた就労支援を行います。ハローワークと連携しながら、履歴書作成指導や面接対策、就労後のフォローアップなども行います。
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。



施策	内容
高等職業訓練促進給付金事業	生活費の負担を軽減するため、養成機関で修業する期間（上限4年）に対し高等職業訓練促進給付金を支給します。
教育訓練給付金事業	自立に向けた支援のため、指定の職業訓練講座を受講する場合の6割に相当する額を助成します。

### 保護者の健康支援

施策	内容
保護者の健康面に対する専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。

### 暮らしへの支援

施策	内容
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	こども未来課、南島原市社会福祉協議会等において、保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。
住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。
市民相談事業	市民生活に関わる市民のさまざまな悩みを解決するため、市民相談センターにて相談を受付けます。また、専門家による相談会を実施します。
心配ごと相談所設置事業	日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言指導を行うため、市社会福祉協議会に委託し、南島原市心配ごと相談所を設置しています。
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対して低額な料金で居宅その他の設備を提供します。
母子福祉事業（ひとり親家庭生活支援事業委託）	ひとり親家庭等に対し、生活指導に関する講習会・相談、地域での生活等を支援します。



### (3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

#### 生活を支える経済的な支援

施策	内容
生活に困窮している世帯への経済的な支援	生活困窮世帯などに対して、関係機関と連携し必要な貸付をあっせんする支援を行います。また、行政窓口と同行し、給付制度の利用や税金、公共料金の負担軽減などの支援を行います。
母子家庭等児童助成事業	母子家庭等の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭（母子及び父子）の児童の保育料を助成します。
結婚新生活支援事業	低所得者の若年層を対象に、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進するため、1世帯あたり30万円を上限に補助します。
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、ひとり親等へ手当を支給します。
保育料軽減事業 （すこやか子育て支援事業）	多子世帯の経済的負担を軽減するため、2子目以降の保育料を全額免除します。
ひとり親家庭等医療費支援事業	経済的負担の軽減と併せて福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等にかかる医療費の一部を助成します。
生活保護費	生活保護法に基づき、経済的に困窮する方に対し、最低限度の生活を保障するため生活保護費（扶助費）を支給します。



#### (4) 連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」(「子供の貧困対策に関する大綱」より)

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

#### 相談体制の整備・充実

施策	内容
総合的な児童虐待防止の推進	南島原市こども未来課を子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、南島原市要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問等を実施するほか、養育支援訪問事業等を活用し、適切な支援を行います。
妊娠期からの切れ目のない支援	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを整備します。
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。



## 第 7 章 計画の推進に向けて



## 第7章 計画の推進に向けて

### 1 家庭・地域・事業者・行政の役割

#### (1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

#### (2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

#### (3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのためには、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々も認識を深めることが重要です。

#### (4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等関係機関との一層の連携強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図ってまいります。



## 2 計画の推進体制

本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園及び保育所と地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

## 3 計画の達成状況の点検・評価

本市では、こども未来課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「南島原市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。







## 第2期南島原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

---

発行：長崎県南島原市

編集：南島原市福祉保険部 子ども未来課

〒859-2202 長崎県南島原市有家町山川58番地

TEL：(0957) 73-6652 FAX：(0957) 82-0217





南島原市